

令和5年第3回定例会会議録（第3号）

令和5年9月19日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
22番	松川峰生君	23番	野口哲男君
24番	山本一成君	25番	泉武弘君

○欠席議員（1名）

21番 黒木愛一郎君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君	政策企画課長	清末妙君
政策企画課参事	佐藤浩司君	観光課長	牧宏爾君

文化国際課長	高木智香君	産業政策課長	大町史君
生活環境課長	堀英樹君	高齢者福祉課長	入田純子君
こども部次長 兼子育て支援課長	中西郁夫君	健康推進課長	和田健二君
都市整備課長	山田栄治君	公園緑地課長	橋本和久君
施設整備課長	登根澄君	市長公室参事兼 新湯治・ウェルネス ツーリズム推進室長	松川幸路君
防災危機管理課長	中村幸次君	選挙管理委員会事務局長	若杉篤君

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第3号）

令和5年9月19日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

- 議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。
日程第1により、一般質問を行います。
通告の順序により発言を許可いたします。
- 11番（安部一郎君） 自民党の安部一郎です。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。
議長、質問の順序を2、3、1と変えて質問することの許可を願ひます。
- 議長（加藤信康君） はい。
- 11番（安部一郎君） それでは質問に入ります。
2番、公共施設の維持管理について、公共施設マネジメント推進会議について質問させてもらひます。
公共施設の維持管理費を30年で30%削減するという公共施設マネジメント基本方針について、現状はどのようになっているか、教えていただきたいと思ひます。
- 次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。
公共施設の維持管理費削減につきましては、施設の延べ床面積削減に比例するものとして、公共施設マネジメント推進に現在取り組んでおります。平成28年度からこれまで、別府商業高等学校や西小学校の廃校、勤労者体育センターや北部地区公民館、なでしこ分館、浜脇中学校教室棟の解体などによりまして、公共施設の延べ床面積の削減を進めてきておりまして、令和4年度末では公共施設全体の2.6%の延べ床面積の削減を行っております。
今後につきましても、引き続き施設の廃止や統廃合、複合化を推進しまして、公共施設総量の削減に取り組んでまいりたいと考えております。
- 11番（安部一郎君） この2.6%の数字が最近はちょっと鈍化してるのかなと思ひます。幼稚園の空調設備等と予定外のものが、時代の流れでつくらなければならないものもあります。30年間で総量30%削減は大変な作業と思われまひます。公共施設マネジメントの会議録を読ませていただきましたが、活発な論議がされているとは言えないと思ひてまひます。しっかりと論議をして、マネジメントしていただきたいと思ひます。
また、今後できる図書館の維持費は2億円、返済に1億8,000万円と言われてまひます。維持管理費をいかに軽減するかにも取り組んでいただきたいと思ひます。太陽光、公用車の使い方、空調の節約について様々な提案をさせていただきましたが、今のところ結果が出てないようです。これも併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。
配付資料を見てください。
配付資料の財政中期予想は絶えず書き換えて、市民に議会に正確な情報を公開していただきたいと思ひます。
次に参ります。
公共施設植栽、トイレ等の維持管理について、配付資料5を御覧ください。
これが、指定管理者が清掃しているトイレの写真でございます。
次に、配付資料2、3、4を御覧ください。
次は、委託業者が年間600万円で管理している公園の植栽です。
それでは質問に入ります。別府市が行う指定管理制度の施設のモニタリングについては、どのようになっているでしょうか。
- 政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。
令和4年4月に改定したガイドラインに基づいて適正にモニタリングを実施することを明記しておりますので、施設担当課には、毎月指定管理者から提出される業務報告書、また、年2回以上の実地調査の実施を義務づけ、このガイドラインに沿った運用及びチェッ

ク体制の確立の徹底を図るよう、連絡協議会等を通じて周知し、監視及びチェックにおける質の向上を図っているところでございます。

- 11番（安部一郎君）先ほど御覧になった配布資料5のトイレの図でございますが、もし今言われるとおりのチェック体制がしっかり取られているならば、このような形にはなってなかったと思います。業者の出す報告書は多分丸であって、担当課が実施するチェックシートも恐らく丸がついているからこんな結果になったのだと思います。管理監督は別府市です。担当課の教育を徹底していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

業務委託に対するチェック体制について、指定管理者はガイドラインによりモニタリングが義務化されています。指定管理以外の施設管理の業務委託について、市のチェック体制は、確立されてないと感じています。公共施設の適切な維持管理のためには、利用者からの不具合の指摘、行政のチェック、市民のモニタリングというサイクルが必要だと思います。行政のチェック体制はどのようになっていますか。

- 政策企画課長（清末 妙君）お答えします。

施設管理の業務委託では、業務報告書での確認等により、施設所管課が業務の遂行状況を確認しております。施設利用者を含む市民や観光客からの御指摘や御意見は、市民意識調査や各課が独自に実施するアンケート調査などを通じて把握しているところですが、別府市公式ホームページを通してメールでいただく市民の声や、市役所等に設置している御意見箱、電話等を通じて寄せられており、担当課において、その都度状況を確認して対応しております。

- 11番（安部一郎君）もう一度、資料を見ていただきたいと思います。

資料の2番、これはパークPFIで施設化、事業化をされた公園に隣接するトイレの入り口です。次が整備された遊歩道で、今はもう全く歩けないです。そして次が大きな広場、この広場はもう草ぼうぼうで使えない状況です。私はこの指定管理者同様にチェックシートをつくって、業務委託に関してもしっかりと監視することが必要かと思いますが、いかがお考えですか。

- 企画戦略部長（安部政信君）お答えいたします。

市民の皆様が公共施設を安全、快適に利用していただけるためには、公共施設マネジメントの基本方針に基づき進めております改修等による機能維持とともに、日々の適正管理というのも重要だというふうに認識しております。

市内には176の公園、あるいは1,500を超えるトイレなど、数多くの公共施設がございます。御指摘の箇所はその一部というふうには思われますが、日々の適正管理とともに、不備があった場合につきましては迅速な対応をこれまでもしてきましたし、これからも同様に対応していかなければならないと感じております。そのためには、速やかな不備の箇所の把握が必要でございます。

御指摘の手段が全ての公共施設で有効かどうかというのは今後検討が必要と思われませんが、今後も様々な方法により不備がある箇所の把握に努め、迅速に対応していきたいというふうに考えております。

- 11番（安部一郎君）今の答弁にもありましたように、市民の声が一番重要かと思ひます。そのためには利用者のアンケート、これが最も必要だと思ひます。そのアンケートについてどのように考えていますでしょうか。

- 企画戦略部長（安部政信君）お答えいたします。

先ほど申しました、速やかな不備の箇所の把握というのはもう重要ということで、先ほど答弁したとおりでございます。日常的な点検、あるいはFixMyStreetといったアプリ、あるいは電話、電子メールでの市民の方からの情報提供など、様々な手段により、そういったものを把握しているところでございます。

アンケート調査につきましても、先ほど申しましたとおり、全ての公共施設で有効かどうかというのは調査研究が必要と思いますが、的確な把握のためにも調査研究してまいりたいというふうに考えております。

- 11番（安部一郎君） 市長も御参加になられたスポーツ協会の総会において、様々な公共施設の要望がございました。市長も英断されて、大きな予算をつけていただいて、解決に結びつきましたけども、私、九大病院に入院したことあるんですけど、患者の声が直接院長まで行くんですよ。それで、院長が判断されて指示を出すという仕組みもあるんで、そういうのも一つ、直接市長と市民がやり取りできるパイプがあってもいいのかなと思います。

そういう意味でいきますと、次の別府市のモニタリングについて、その対応について質問していきますけども、昔市長がアイデアで温泉Gメンを出されて、その取組がとてもよくて、結果としてここ何年か、温泉がとてもきれいになってる状態が続いています。何が言いたいかというと、モニタリングについては、市長の言う第三者を使う、アウトソーシングして、職員それぞれが全部を管理するのは本当に無理だと思いますので、協働のまちづくりの実現に向けて、ここは市民の力を借りてやったらどうかと思うんですが、いかがでしょう。

- 政策企画課長（清末 妙君） お答えします。

公の施設の設置者としての適正なモニタリングの方法等ですが、指定管理施設については、施設担当課で構成する指定管理者制度連絡協議会の中で、他市町村の状況も踏まえながら、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

公共施設の業務委託のモニタリングについては、利用者にとって安全で快適な公共施設管理に努めるため、第三者によるアウトソーシングも含め、他市町村の状況も踏まえながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

- 11番（安部一郎君） 指定管理業者任せにして、過去温泉施設でレジオネラ菌が出ました。そのチェックがうまくいかなかったので、市民の声を聞いてアンケートを取って、そしてそれで解決に向かった過去の経緯がありますので、ぜひとも協働のまちづくりを市民とともに実現してもらいたいと思います。

次の質問に参ります。

公有地の貸付・売却について。鉄輪地獄地帯公園の現状について。鉄輪地獄地帯公園の写真が資料にありますけど、これをぜひ見ていただきたいと思います。

5億円もの税金をかけた整備が、全て今中途半端な状態になってます。約束した2期工事は全くめどが立っておらず、放置し、荒れ放題になっています。整備した宿泊温泉施設は、市民が一切立入禁止になっています。唯一行けるバーベキューコーナー駐車場は、有料となっていますが、ほとんどの市民が使っていないんじゃないでしょうか。せっかく整備した遊歩道は歩けず、広場は草ぼうぼう、樹林地は全く使えず、非常にもったいないと思います。今後の利用をどのように考えていますでしょうか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず、樹林地に関しましては、今のところ整備する予定はございません。言われてます公園が草ぼうぼうという件に関しましては、指摘を受けましてすぐに対応して、今は快適に使えるようにはなっております。

- 11番（安部一郎君） もう一度提案いたしますけど、別府市はキャンプ場がありません。志高湖に唯一あります。ここは大きな広場とトイレ、樹林地を持ち合わせています。合わせて隣接している温泉を開放すれば、キャンプ地のみならず、オープンキャンプ場としても使えます。

また、駐車場は赤字経営となっています。事業者にとっても新たな収入源となり、三方

よしとなりますが、建設部長、検討ぐらいしてはどうでしょうか。

○建設部長（山内佳久君） 答えいたします。

今、質問のありました件につきましては、これから検討といいますか、関係部署と協議をしながら考えていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

春木川について質問します。

春木川公園ですね、議会に問合せが来ています。なぜ遅れているのか、その見通しは立っているのか、いま一度説明してください。

○公園緑地課長（橋本和久君） 答えいたします。

この件に関しましては、今までの議会でも説明いたしましたけども、材料高騰による事業者の内部協議が今行われておりまして、不測の日数を要しているということでございます。

○11番（安部一郎君） 契約書はどのようになっていますか。プロポーザルは市長の言う企画提案ではなく、事業者を選ぶものというならば、その選んだ責任において事業を早く進めていただきたい。

一つ提案ではございますが、地域社会はそんなに大きなスーパーを求めているのではないため、小規模の身の回り品、生鮮産品が買えるショップでよいのではないのでしょうか。

また、少年スポーツサッカーができるもの、ともに小規模のものでもいいのではないのでしょうか。実現できる早道を考えていただきたいと思ひます。

現状の草についてはどのように対処しますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） 答えいたします。

今、議員さんおっしゃった提案内容の変更に関しましては、このパークPFI事業というのは、事業者を選定しまして、その後事業者と協議を行いながら進めていくものでございます。提案内容に大きな変更がない場合は、そこは柔軟な対応で事業を進めていきたいというふうに考えております。

現地の草に関しましては、道路に隣接する、見通しが悪くなる部分に関しては今、事業者のほうで草の除去をしていただいている状況でございますので、引き続き、道路の使用に支障がないように事業者のほうには管理をしていただこうと思っております。

○11番（安部一郎君） 今の時期、事業者も大変でしょうから柔軟に対応していただきたいと思ひます。

それでは、上人ヶ浜公園について質問させていただきます。

この前掃除をしたということなんですけど、上人ヶ浜公園も草が結構目立っています。誰の責任において除草作業を行うのか、清掃していた自治会はどのようになっているのか、今後は事業者なのか、行政なのか、事業者の維持管理の範囲を明確にしてください。宿泊施設前の遊歩道の維持管理は誰が行いますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） 答えいたします。

まず、今現在の上人ヶ浜公園の維持管理につきましては、事業者が事業着手するまでは別府市で行うようにしております。

今後の維持管理の範囲につきましては、事業者が今回の事業で手を加える部分に関しましては原則的に事業者の管理、公園の中で手をつけない部分に関しては別府市の管理というふうになるのかなと思ひます。海沿いの遊歩道に関しましては、今後とも別府市が管理するという事になっております。

○11番（安部一郎君） 鉄輪地獄地帯公園、別府公園、春木川公園の植栽の部分は全て事業者負担という資料を頂いております。収益施設の利益で維持管理をお願いするべきものと思ひます。

国土交通省のパーク P F I 活用ガイドラインによると、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の沿路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備改修等を一体的に行うものを公募で選ぶとしています。ぜひ、このガイドラインに沿った運営をしていただきたいと思います。

次に、駐車場の質問をさせていただきます。

駐車場の利用時間と管理者は誰でしょうか。今回の駐車場は、事業者、事業関係者、宿泊者、ショップテナント従業員、砂湯等のお客様、そして市民全て無料で、近くの公園利用者でも無料なのか教えていただきたいと思います。

それと、前回の説明会で、駐車場の利用時間が7時から22時と説明を受けましたが、朝日を見ることができないのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

駐車場の利用に関しましては、基本的に今議員さんがおっしゃった公園利用者、そして事業者、そして観光客の方、皆さんいつでも止めれるようになっております。

駐車場の施設の時間に関しましては、説明会で7時から22時ということで説明いたしました。また施設の利用状況等により、時間に関してはまた事業者のほうと話をし、そこは確定していきたいというふうに思っております。

それと朝日が見れないのかということに関してですね、今現在、公園の一番北側に車が入れるような舗装の道がございまして、昔のなでしこ会館があったところに車が入れるようにはなっております。そこは特に24時間今入れるようにはなっております。今回の事業で、今のところ一番北にある道路に関しては、そこを整備で触る計画とはなっていません。ただし、昔なでしこ会館があった前の舗装の部分、そこに関しては事業者のほうで触るようになりますので、その北側の道路に関しては今のところは、車が入れるようになるということになりますので、もし朝早く公園を利用したい方がいらっしゃいましたら、もうそちらの道に止めていただくということが今の計画では可能となっております。

○11番（安部一郎君） 今まで使っていた利用者のことを考えて、十分に検討して、この前みたいな説明会だけでは終わってほしくないです。

次の質問に参りますけども、朝日を見るだけじゃなくて、多目的グラウンドはグラウンドゴルフの方とかいろんな方が使うようございまして。この利用時間も、当然駐車場と連携するはず。その各利用者の調整は誰がやるのでしょうか。グラウンドのことですね。宿泊施設がグラウンド近くに3棟あります。宿泊施設にとって、とても朝早くからの競技はうるさいと思いますが、この辺りはどのように考えていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず、グラウンドの管理に関しましては、維持管理は事業者のほうで行いますが、そこで使う利用者の方の調整に関しては、通常の公園の利用と同じ申請を出していただいて、その中で市が調節するというようになります。

また、宿泊施設に近く、朝から音がうるさいのではないかとということに関しては、そこも事業者と市のほうで協議を行いながら調節していきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） この事業を展開する中で一番肝心なのは、市民が使う駐車場を確保できるかどうかだと思います。それも踏まえて協議していただきたいと思います。

樹木について、資料を見ていただきたいと思います。これはティーケーピーさんがホームページにいまだにアップしている絵でございまして、これを見ると、工事による根固め、施設設置による根固め、樹木の枯れについての対策は取られていますか。駐車場はこれを見ると、アスファルトになっています。そして、コテージが建つところは密集しています。どれが本当で、どのような形になるか、お聞かせください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず、舗装の種別に関しましては、まだこれは実施設計ができておりませんので、どのような舗装、通常の舗装にするのか、透水性舗装にするのか、また透水性のインターロッキング等も工法がありますが、それはどのようにするかというのは今のところ決まっています。

そして、松の根固めの関係に関しましては、委員会の答弁でもさせていただきましたけれども、一番樹木の根にダメージが加わるのは、掘削して根を傷めるということになりますので、ここも事業者との協議になりますけれども、なるべく配管等に関しましては、あまり掘削をしない工法で、そして排水に関しては一番低いところに集めてポンプアップするという、そのようなことも事業者と協議しながら、松の根を傷めないように事業を進めていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） これから質問する予定でしたが、簡単に言うと、各施設にトイレとお風呂がつかます。当然その配管をしなければいけない。だけど、地中は根があるので、地上配管するというのでいいんですね。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

これは私のほうから、もう今そのようにしますという答弁はできませんが、これは事業者と話をし、そしてなるべく根を傷めない工法で事業を進めていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） ある施設でもポンプアップして、そういう対応してるみたいでございいます。スターボックスの例の道路を造ったおかげで、1本が枯れました。でもそういうことが現実には起こると思いますので、ぜひとも気をつけた施工をしてください。

今、東京で神宮外苑のことが問題になって、樹木の伐採に待たがかりましてね。当時、当時というか先週の話ですけども、三井不動産が工事と運営に関してそれなりの施工をしていくという約束を東京都としたようございいますので、本当に慎重にやってください。取り返しのつかないことにならないようにしていただきたいと思います。

それでは、砂湯のことについて教えてください。

来場者の想定数、1日当たりの稼働率、土曜、日曜の対応、宿泊者1万1,000人としていますが、観光客とのすみ分けを教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今、砂湯の年間利用予定者は12万5,000人を想定しております。この根拠につきましては、稼働率等そういう算出ではなく、以前の砂湯が一番人が入っているときに大体5万5,000人ぐらいだったということで、今回、浴槽がその2倍になるということと、あとは今回予約に関しては、以前はたくさん待ち時間があった、稼働率がよくなかったということなので、時間ごとの予約のシステムを構築して、そこも効率よく砂湯を利用させていただくということで12万5,000人という数が出ております。

そして、宿泊者と利用者に関しては、もう先ほどの予約システムの中で、双方が砂湯を十分利用できるように、これから事業者のほうとも協議を行いながら進めていきたいというふうに考えています。

○11番（安部一郎君） この利用単価は上がるでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

利用単価に関しては、まだ今、事業者のほうから正式な金額ということはお出ておりませんが、以前市営でやってたときよりは値上がりするとは思いますが、あまり大きく値上がりしないようにということは事業者との協議になろうかなと思います。

○11番（安部一郎君） いろんなやり方があるかと思いますが、シミュレーションはできてないんですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） シミュレーションに関しては、今私が説明したとおりでござい

ざいます。

- 11 番（安部一郎君） 営業時間、それと 1 回あたり 12 人、これが倍になると 1 回あたり 24 人、十分シミュレーションはできると思うんです。僕が一番気にしてるのは、土日の観光客や土日の一般人が使えないという状況があったので、それをいかにクリアするかとなると、宿泊者を夜の部分に回すとか、時間延長をすとか、もろもろ想定されると思いますんで、これがこの事業の一番の魅力でございますので、ぜひとも多くの人が使え環境をつくっていただきたいと思います。それと、シミュレーションができた段階で、また教えていただきたいと思います。

次は、宿泊施設と民業圧迫について質問させていただきます。

コンテナハウスとは、簡易施設で質素なものと思っていました。しかしながらそのコンテナハウスをインターネットで検索すると、もう体験型施設とは別物で、もう立派なホテルに見えました。説明会では、集約したホテル、旅館は駄目と言っていましたが、ルーム数 34 は、隣のホテルが 30 ルームであることを考えると、それをも凌駕する大型ホテルの施設と私は感じております。旅館で言うならば、高級な離れが公園の借景を利用して点在するように見えます。宿泊施設が多いほどに関連する駐車場やレストラン等の商業施設が増え、景観を台なしにし、公園利用者が不便になります。34 ルームの大型宿泊施設が本当に必要なのでしょうか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず、ルーム数に関しては、今まで議会の中で私も説明しておりますけれども、事業者のほうで運営を行うものですので、市のほうでは制約するということはいしません。今回、公募によって 2 社の事業者に提案のほうをいただいたんですが、どちらの計画にも宿泊施設というのは提示されておりました。事業者の収益施設としては必要な施設であるというふうに考えておりますけれども、それは宿泊施設ありきではなく、別府市総合計画にある一日中過ごせる公園の実現とするために、宿泊することも公園を体験するコンテンツの一つであるというふうに捉えて、結果として宿泊施設が提案されたということで解釈しております。

- 11 番（安部一郎君） この宿泊施設なんですが、都市公園法施行令で、特に必要があると認められた場合のほか、これを設けてはならないという制限があります。制限の理由については、宿泊施設のような施設は、公園施設としての目的を逸脱して、公園地内という地の利を利用し、一般の宿泊者を対象として、専ら営利本位に運営されるおそれがあると説明しています。

都市公園法の解説では、宿泊施設は次の要件に当てはまるもの以外は認めていませんとしています。次の要件というのは、1 番、海岸、林間などの都市公園に小中学生を研修のため宿泊するための施設、これはオーケー。市街地から相当隔った大面積の都市公園に設けるヒュッテ、バンガロー、青少年用の林間宿舎など。3 番、市街地から相当の距離にある大面積の都市公園で、観光地として価値が高いもの。4 番、周辺に宿泊施設がなく、公園を利用しにくい場合に設ける旅館やホテル等を挙げています。上人ヶ浜公園に高級宿泊施設が特に必要と見られる理由は何なのでしょう。公募指針にホテル・旅館不可、今回の提案内容は温泉つきの高級な離れであり、リゾートホテルと私は思います。どのようにお考えでしょうか。特に必要と思われる理由を教えてください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この質問も前回の議会でも出ました。議員さんおっしゃってるところに関しては、都市公園の解説の本、平成 26 年に出版されてるもので、公園緑地課にもある本でございますが、その後平成 29 年に都市公園法の改正が行われまして、パーク P F I 事業公募設置管理制度ということができるようになりました。

その中で、国交省がそのときの法改正に関するポイントの中で、ちょっと 3 つ大きなこ

とを挙げています。1つは、ストック効果を高めて都市公園を活性化し、これからも公園の資産運用をするようにということと、2つ目が、民間との連携を加速して、今までの公共の視点だけで物を作らない、発想しない。これからは民間がつくる、民間に任せる公園があってもいいんじゃないかというポイントが2つ目。3つ目が、都市公園を一層柔軟に使いこなしてくださいということで、もう地域の個性を引き出して、そして公園整備を行ってくださいということで、議員さんおっしゃられてるのは以前の解説の内容になりますけども、今はもうかなり考え方がもう変わってきてるということで、別府市の総合計画にあります一日中過ごせる公園の実現とするために、先ほども言いましたけども、体験することも一つのコンテンツとなるような体験型宿泊施設であるということで、公募の中で設置していきまして、別府市としても、公園行政として体験型施設であるというふうに考えております。

- 11番（安部一郎君） るる申し上げましたけれど、公園は公園である大前提を忘れてはいけませんよ。一事業者のためにあってはならないと思っています。そして、るるの法令が変わったから、解釈を変えただけでしょう。実際はそうはなっていないと思いますよ。現に、今国立公園で宿泊施設が問題になって、国土交通省は宿泊施設に対するガイドラインを新たにまたつくりましたよ。何が起こってるかということを知るべきです。あなたは多分分かっているから、体験型宿泊施設という表現を使い、括弧して、旅館・ホテルは不可としたんじゃないですか。もしあなたの解釈が正しければ、旅館・ホテル可に変えてもいいんじゃないですかね。そこが私は疑問に思うところでございます。

次に、点在する宿泊施設によって、公園の一般的利用者が自由に歩けないのではないかと。鉄輪地獄地帯公園の体験型宿泊施設エリアは、利用者のみで制限されて立入禁止となっております。レストラン棟も休憩所になっておらず、利用者のみしか使えません。今回実施されるパークPFI事業の立入禁止区域を明確にしてください。宿泊施設1棟当たりの占有面積を明らかにしてください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

占有面積に関しましては、これから実施設計を行いますので、そこで明確になると思います。計画上は、基本的には宿泊施設の周りに、築山といましてちょっと土を盛るような形で、一般の公園利用者と宿泊の方との区別をつけるような形になり、そこは一般の利用者が、の立入りがちょっと難しいエリアとなろうかなと思いますが、ただ、一つ説明したいのは、鉄輪地獄地帯公園やこちらの上人ヶ浜公園でもそうなんですけど、宿泊者しか利用できないという、一般の人が立入りができないということをおっしゃってますけども、鉄輪のグランピングにしるこの体験型宿泊施設にしる、これは公園施設になりますので、そこを利用する人というのは公園利用者という位置づけになります。なので、そこが利用できないというのではなく、公園管理者としては、その宿泊者も公園利用者であり、一般の方も公園利用者という、同じ公園利用者という位置づけになりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

- 11番（安部一郎君） お金を出してする利用者とお金に関係なく公園に遊びに行く利用者というのは別物だと思ってますよ。それはお金を出す人は絶対使えませんでしょう、お金を出せば泊まれるし、バーベキューも食べられるし。ただ、みんなの公園であるならば、ここ資料を見てもらいたいですけど、ティーケーピーさんが持ってきた資料ですけど、こういう一番上の絵になることを恐れてるわけですよ。もし違うならもっと丁寧に説明して、こんなにはならないことをぜひ明示してもらいたいですよ。

要は何が言いたいのかといいますと、1棟当たりの占有面積というのは、棟の面積だけではなくて、要は築山って言いましたか、その範囲も一つのエリアだと思いますので、現に鉄輪の体験型宿泊施設もそういう形で入れないので、ぜひとも分かり次第教えていただきたい

と思うし、もっと分かりやすい絵で説明していただければと思います。

それと、あとショップエリアのテナント事業数を教えてください。これも分からない。マッサージ協会の人から聞かれてましたけど、マッサージは入るのかどうか分からない。これは何かといいますと、砂湯で従来来てた人は、近くのマッサージを利用して、そしてどこかに泊まって帰ってましたと。今回はそういう業者が入るんでしょうか。これも一番気になることだと思いますので、そういうのも含めてまた教えてください。

そして、レストランを縮小したと言っていましたけど、どのように縮小したのか僕は分かりません。それと、これも分からないということですね。

それと、市民からメールをいただきましたが、トイレ、水飲み場、ベンチが整備され、駐車場が市民のために確保されていますか。7日の説明会の要望であった、公民館のように市民が自由に使える部屋はございますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

最後の公民館のように自由に使えるエリアというのは、今回の提案の中ではそれは出ておりません。

○11番（安部一郎君） 公園に行けばトイレがあり、水飲み場があり、ベンチがあるということなんですけど、これは事業者が設置してくれますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

そうですね、今回新たにトイレも新しく設置いたしますし、公園の配置の中で水飲み場やベンチ等も配置して、公園整備を行っていききたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） 次に参ります。

ハザードマップによると、とても危険な地域になっています。津波のハザードマップでは5メートル以下の標高で、とても危険な地域です。南海トラフが30年以内に来ると言われている中、ここはテトラポットや防波堤もない危険地域で、台風でも時々やられ、現在もひどい状態のままです。

先週、掃除されてたんですかね。山口県防府市では、特別養護老人ホームに土石流が直撃し、昼食をとっていたお年寄りが7人亡くなりました。実はこの老人ホームの一带は、山口県から土砂災害が発生するおそれがある地域、土砂災害警戒区域として指定されました。義務づけられたハザードマップを作成しておらず、避難計画もなかったようです。その結果、行政責任とされた事案があります。土石流のレッドゾーンは建物禁止、イエローゾーンは避難計画が提出と義務づけになっています。今回、2023年、県においてもオレンジゾーンをつくって、この津波対策をしようとしていると聞いています。もしものとき、責任は誰が取るのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

まず、この事業をするに当たって、南海トラフの地震の防災対策規定に基づく避難場所、人数、避難経路等を明記した地震対策計画を提出する必要があると思います。事業者には、その計画に基づいて避難訓練等の実施をしていただいて、災害時に対応していただくということになります。

○11番（安部一郎君） 次に参ります。

これ提案なんですけど、市長は公園活性化のための公園整備、公園は原理原則市民のものとして明言されて、決して事業者のものではないと言っていますが、ティーケーピー社長はハワイを目指すと言っています。これは単なる一事業者のリゾート開発ではないですか。公園はあくまでも公園であり、市民のもんです。特定の一部の人間が使うものではなく、リゾート開発の対象の場所ではないと思います。事業者は、都市公園の在り方やその意味を理解しているんでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

そのリポート開発というのは、あくまで事業者さんの整備するイメージで、ティーケーピーの社長がおっしゃったことと思っております。私たち公園緑地課としましては、都市公園法の公募設置管理制度に基づいて事業を進めていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） ぜひ、事業計画書を開示していただきたいです。当然、プロポーザルのときは事業提案を出してるわけだから出てるはずなんです。120%を超える利益は、協議の上、公園全体の整備や維持に管理に充てるということによろしいですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

収益に関しましては、公募の中で120%以上の収益があった場合は、事業者と公園緑地課で協議して、何かしら公園に対する還元を行うということになってますので、協議を行いつつ進めていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） その数字は、実施設計の後に出ると思ってよろしいですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

それに関しましては、事業が始まる時に収支計画が公園緑地課に提出されて、そして1年たったときにその結果がまた公園緑地課のほうに提出されて、確認するということになるかと思えます。

○11番（安部一郎君） これ、提案でございますが、国土交通省のガイドラインによると、公園の活性化に関する協議会の設置とあります。事業者のみの判断で公園を造るのではなく、有権者、有識者や地域、市民からなる協議会を設置してはどうでしょうか。例えば収益施設で公民館を造るとか、公共施設を造るとか、その考えはあるかどうか教えてください。

○公園緑地課長（橋本和久君） 公園の協議会に関しましては、今のところつくる予定ございませんが、地域の方々が日常の利用について心配がないように、事業を計画して進めていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎君） 春木川公園ではこういう協議会がちゃんと立ち上がって、地域住民とかスポーツ関係者とタッグを組んでいるようでございますので、今この上人ヶ浜は、もろもろ不安を抱えている中で事業を進めようとしてますので、ぜひとも市民を入れた協議会をつくっていただきたいと思えます。これは義務ですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

この協議会に関しては、特に義務ではございません。これも平成29年の都市公園法の改正のときに、その公園のルールをつくるのに有識者を集めてルールを決めることができるという協議会になっております。

○11番（安部一郎君） 次の質問に参ります。

部長に質問させていただきます。現在の公園整備計画では、市民、住民にとってどの部分が今よりよくなっているのか、それが分かりません。それどころか、極めて利用が制限され、使える範囲が狭まれているように感じています。分からないことだらけで、これから協議というものばかりで、地域社会や市民にもっと説明する必要があるのではないのでしょうか。そのために、前回議会でQ&Aを作成すると約束されたはずですが、いまだできていません。

今、東京でも問題になっている神宮外苑の伐採にQ&Aをつくり、都民の様々な意見に対応しています。先ほど言いましたが、その中で先週、神宮外苑の樹木伐採に東京都が待ったをかけ、住民の具体策を求められた三井不動産は真摯に受け止めるとしています。いかがでしょうか。

○建設部長（山内佳久君） お答えいたします。

まず、最初にありました、どこが市民にとってよくなったかということでございます。

まず、ハード整備面から見ていきますと、まず駐車場が広くなること、それと後は新たにショップやレストランができ、若い方々が公園を利用する、そういった場面が増えること、また新しくトイレが設置になりまして、また老朽化した室内も広く新しくなる、こういうことが充実されること、それとあと多目的広場もありますので、広場などでイベントなども開催されることで、よくなるというふうに感じております。

それとあと、Q&Aに関しましてですが、これは今回の請願、それとあと市民説明会を実施させていただきまして、質問事項と回答を今現在整理しているところでございます。丁寧にお答えしようということで約束しておりますので、市だけでなく、事業者との確認もしなければいけないため、回答内容が整理できましたらホームページなど、それとあと市民の方へお知らせしたいと、そういうふうと考えております。

- 11番（安部一郎君） ぜひとも見える形で市民の皆様説明を、責務を果たしていただきたいと思っております。

次に、鉄輪地獄地帯公園に5億円投資しました。今、2期工事のできない状態にあります。春木川公園も着工はできず、今は草がぼうぼうです。上人ヶ浜公園に関しても、請願、陳情まで出る始末でございます。

併せてお伺いしますけども、パークPFI事業には、なぜ発注支援業者や市民意見を聴取するためのコンサルタントがいないのでしょうか。別府市は過去において、大型商業施設の貸付けにおいて協定内容が不履行になった苦い経験があります。県南では、公有地で事業者が経営破綻した事例もあります。今後は契約までの間、専門業者を入れて、発注支援業者を入れて、事に当たってはいかがでしょうか。

- 建設部長（山内佳久君） お答えいたします。

パークPFI等の公民連携事業につきましては、今まで取り組んだ実績を踏まえまして、また実施するときの状況を判断して必要な事項は取り入れて進めていきたいと、そのように考えております。

上人ヶ浜公園は、今までの実績がございまして4例目となりますので、担当事業課にて事業を進めている状況でございます。

- 11番（安部一郎君） 次は、市長、フェイスブックの書き込みについて、ちょっと私のほうから質問させていただきます。

市長が書かれている、この10年くらいで宿泊施設のルーム数が2,000室近く増えている中（予定）、民業圧迫とならないよう、20棟34ルームだけ認めました。宿泊施設ありきではなく、15億円の投資をする以上、体験型宿泊施設は最低限認めるのが妥当と判断しました。これは私は民業圧迫に当たらないと思っております。

これに私の考えは、審査員は20棟20ルームとっていたと思っております。15億円の投資というのは、市長のこれで初めて知りました。業者がその数値的な根拠、事業収支、事業計画を明らかにすれば、我々も納得すると思っております。私はレストラン、ショップ、テナント、宿泊棟、様々なものをつくるから、いろんな問題が起きていると思っております。過去において5万人以上の方が砂湯に来られ、市内で泊まり、買い物をし、食事を市内各所でしていました。とても別府の経済効果の高い施設でした。私はこれは抱え込みではないか、というふうに考えています。砂湯でも十分に収益があり、その砂湯を倍の規模にして充実し、ちょっとした休憩所だけをつくれれば、皆さんにどれだけ喜んでもらったのか分かりませんと考えますけど、市長はこれでどのようにお考えですか。

- 市長（長野恭紘君） では私から、総括的になろうかと思っておりますがお答えをさせていただきたいと思っております。

私のフェイスブックを読んでいただいているということで、本当にありがとうございます。いろいろと私もその場で、自分の意見を述べさせていただきました。15億円の投資

に関しては、当初8億から10億円ぐらいが、15億円というのは、社長さんや会社がいろいろな場面でおっしゃっているので御存じの方も多いのではないかなというふうに思っています。当然物価高騰、もしくは市民の皆様方から、様々な御要望をいただいて、それを実現するためには8億から10億円が15億円くらいにかさんでいくということになったのだろうというふうに推察をいたしております。

20棟か20ルームかということに関しても、多少そこで誤解があったのかもしれませんが、私が申し上げたのはルーム数に関しては、私がそこで書いているとおおり1,800から2,000ルームは、向こう二、三年を見越すと、それくらい多くなると。当然、既存の事業者の皆様方にもぜひ恩恵を受けてもらいたいと、そのための我々高付加価値化事業等にも一緒になって取り組んでいるところでございます。全体として、個の部分じゃなくて全体を、大局を見る、私は必要があるなど。別府市がもっと全体として魅力的になれば、相対的にお客さんが増えて、宿泊客も増えていくと、そういうふうに考えていますので、恐らくもうすぐすると、もう泊まる場所がないというような状況も訪れるのかなというふうにも思っておりますので、そういうことを考えつつ、空間を魅力的にしていこう。

砂湯に関しても、議員恐らく宿泊者を優先に砂湯を使わせるのじゃないかというような、多分御心配があるんじゃないかというふうに思っていますが、そういうことは一切認めません。これは何度も申し上げておりますが、市民の皆様方の公有財産、共通財産を、市民にもいい、別府市にもいい、行政にもいい、事業者にもいいと、四方よしの整備を進めていこうというものでありますから、そういった総合的な対極に立ってバランスを考えながら今後事業者とも協議をしていって、市民に不利益が及ばないような、そういうことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

○11番(安部一郎君) 私が考えるまちづくりが市長の言葉の中にちょっとありましたので、既得権益がまかり通るまちに未来はない。既得権益とか、既得権益者とは旅館・ホテルのことでしょうか。古くから代々頑張ってきた方と一緒に、食や宿泊施設の開発や別府市のおもてなしを考えることが、地域の方やそこに住む人と一緒にすることが、地域を磨くことと私は思っています。それが、心温まる誘客へとつながるのではないのでしょうか。

市長の政治のスタートは市民とともにだったと、僕は思っています。その精神は今も変わらないと思いますが、その旅館・ホテルに対して、組合が口を挟むということに驚いていますと表現がありました。口を挟むとはどういうことか、旅館・ホテルの方々は納税者です。過去において多額の納税をしてきた方です。一つのホテルが倒産し、なくなれば、数十人から大きいところには200人単位の雇用が減り、地元取引業者の売上げがなくなります。固定資産だけでもどれだけの税収が減るのでしょうか。その人たちが意見を述べたらいけないのでしょうか、市長の見解をお伺いします。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

既得権益者というのは、全ての今までのルールの中で得をする皆さん方という意味で使わせていただきました。議員がそう思うのなら、組合のほうもそういうふうに思われているのかもしれませんが。

あと、そこにまで口を挟むとは私は驚いていますという内容でありますけれども、組合連合会会長の西田さんだっと思いましたが、料金設定は幾らかということの説明会で尋ねになりました。料金設定にまで口を挟むというのは、それはいささか挟み過ぎではないかという意味で、そこは書かせていただきました。高過ぎるという主張であられたと思えますけれども、高過ぎたら泊まりませんから、そこは何ていうか、すみ分けが既にできているとお隣の宿泊施設もありますが、自分のところは30棟だ、30ルームですかねというふうに言われてましたが、造りが全く違いますし、同じ値段なら私は隣に泊まります。そういう意味で、私はそう申し上げたつもりでありますので、全てにおいて口を挟むなど

というようなことを議員は御指摘いただいたのかもしれませんが、そういうことは毛頭考えておりません。

ただ、事業者が料金設定をして、ただそれで高過ぎるというふうに決めるのは宿泊者、エンドユーザーでありますから、そこは自然の流れに任せて、高過ぎるなどと思えば事業者が変更をするのではないかなど。そこは事業者に任せるべきだというふうに私は思います。

- 11番（安部一郎君） 旅館・ホテル業者は、コロナでこの数年間耐えに耐えて、それでやっとやってきました。やっとコロナが開けてこれからというときに、この事案が出てきました。そして口々、そろえて言うのは、公有地に1平方メートル120円、1坪360円の賃貸で、私たち民間は勝負になりませんと言ってます。完全な民業圧迫施設にならないように、御指導していただきたいと思います。

それと併せて、あと時間がありませんけど、次のまちづくりの商業施設と観光政策について、長野市長と昔、大型商業施設反対運動をともにいたしました。このときはオーバーストア状態というのがキーになりました。このオーバーストアは、必ずまちを疲弊させる、結果としてそうになりました。このホテル業界も、今オーバーストアになってます。年間この2,000ルームを確保するためには約100万人の人が必要です。1日2,700人泊まらないと、パイがでないんです。来てる人が一緒ならば、パイが一緒なので食い合うしかないんです。だから、競合他社のないキャンプ場であったり、そういうことは求めていきたいと思っておりますので、併せてお願いしたいと思っております。

それに併せて、的ヶ浜公園について、何ていうのかな、調査費がついてます。またここも、テルマスと一体化整備して、何かそういうものができるんじゃないかという危惧する者がいます。そのところはどうぞ。

- 建設部長（山内佳久君） お答えいたします。

的ヶ浜公園の整備につきましては、これから検討をしてみたいというふうに、今もやっているとございまして、これからも検討していきたいというふうに考えています。

- 11番（安部一郎君） 中を見ると、調査と基本構想で予算が2つに分かれているようでございます。基本構想とは、指針を書くものだと思います。今言った春木川、上人ヶ浜公園含めて、グランピング含めて様々な市民の意見も出ている中で、要綱をしっかりと書いて、目指すべきものにしてほしいし、僕からのお願いでございますが、宿泊施設はもうぜひともやめていただいて、このオーバーストア状態をいかにクリアするかを考慮してください。

今日、条例の話も盛り込んでいたけどやり取りができませんでした。湯布院は、既得の地域の事業者を守るために高さ制限をしたり、部屋数の制限をしたり、それがまちづくり条例として明記され、そしてまた観光基本計画というのも表記され、中小企業振興基本条例としても表記され、対応していつています。そろそろ別府の目指すべきまちづくり条例をつくってはどうかという質問を予定していたんですが、その時間もございません。

一番残念なのは、今まちづくり条例がない中で、これが浜田市長がつくられた「住んでよし 訪れてよし アジアをむすぶONSEN都市」でございます。では、長野市長が今何を目標してこのまちづくりをどういう形にしたいかというのは、僕はもう長い付き合いなのでよく分かってます。でもね、知らない職員がいるんです。今回ここに当たって何人かに聞いたけど、その男女1人ずつ知らないんです。この地域を磨き、別府の誇りを創生する、これに尽きると思っております。人を磨き、地域を磨き、文化を磨き、そういうことをぜひとも実現してほしいです。

かつて長野市長と話したことがございますけども、臼杵市長がまちを守るんだと、まちの開発はやめてまちを守ること、まちを開発することが破壊につながらないようなまちづ

くりをしたい、多分その共鳴を受けた市長がつくられた、この地域を磨き、別府の誇りを創生する。ぜひとも、職員、我々議会、そして市民も一丸となって、取り組んでまちづくりをしてもらいたいし、願わくば、その条例をぜひ使っていただいて、あと形にさせていただきたいと思います。

そして、最後になりましたけども、ちょっと上人ヶ浜公園の質問でイレギュラーが起きて、こうやって質問も増えてしまっていて、ほかの質問ができなかった皆様には深くおわび申し上げます。次回は必ず形にして発表したいと思いますので、今日は1日ありがとうございました。

○6番(重松康宏君) 6番議員の公明党、重松康宏でございます。

質問に入る前に、まず市長並びに担当課の方に、一言御礼を申し上げます。

6月の一般質問で、男性トイレにサンタリーボックスの設置をお願いいたしましたが、すぐに1階とグランドフロアに設置をしていただきました。その後、2階から5階、さらには議会棟にも設置をしていただきました。必要とされている方からも大変喜ばれております。迅速な対応、本当にありがとうございました。

それでは、通告の順序に従いまして質問をさせていただきますが、議長、2項目の投票しやすい環境づくりについて、資料配付の許可をお願いいたします。

○議長(加藤信康君) 許可いたします。

(議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く)

○6番(重松康宏君) まず、最初の質問でございます。加齢性難聴についてでございます。

年齢を重ねるとともに、耳の聞こえが低下していく加齢性難聴は誰でも起こる可能性があり、70歳を過ぎると、半数の人に難聴が見られるとも言われております。加齢に伴い、難聴が進むと、外出時に周囲の音が聞こえず、交通事故に遭ったり、また災害を知らせる警報音に気づかず逃げ遅れるなどの危険性があります。また、人と会うのがおっくうになり、引きこもりがちになり、社会や家族から孤立し、鬱や認知症につながることも懸念されております。高齢者が耳の健康を保ち、自分らしく社会参加を続けられるよう、難聴の早期発見の取組が必要であると考えます。

そこで、別府市における難聴を早期発見する取組についてお伺いをいたします。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

別府市では、聞こえに関する5つのチェック項目がある大分県版のフレイルチェックシートを、高齢者の通いの場や介護予防教室、ストレッチ教室、市役所で配布するとともに、別府市老人クラブ連合会と協力して会員に配布し、耳の聞こえの問題を早期に発見できるように促しております。

○6番(重松康宏君) ありがとうございます。それでは、その早期発見の取組を行っていく中で、難聴が疑われた場合、医療機関への受診を勧めることができるような連携を医療機関とつくっていくことが必要と考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

配布しておりますフレイルチェックシートの中にチェックがついた方は、耳鼻科に相談するよう記載しており、フレイルコアの中でも啓発しております。現在受診する医療機関の相談があった際は、市内の耳鼻科の一覧をお渡ししていますが、今後は受診の必要性や、受診時の検査の説明など、安心して受診していただけるように努めていきます。

○6番(重松康宏君) ぜひとも丁寧な説明をよろしくお伺いをいたします。

加齢性難聴の方の聞こえの改善には、補聴器の使用が有効ですが、補聴器は医療機器であり、聞こえの状況に個人差がありますので、一人一人に合った補聴器の選定や、購入後の調整やメンテナンスなどのアフターケアが必要となります。また近年、補聴器購入のトラブルが増加しているとの指摘がなされ、消費者庁からも、補聴器購入の際には補聴器相

談医や認定補聴器技能者への相談を推奨していますが、実際にそれらの存在はあまり知られておりません。別府市にはそれぞれ何名の方がいらっしゃるか、お尋ねをいたします。

また、適切な補聴器利用のために、補聴器相談医、また認定補聴器技能者の周知を図ることが必要と考えますが、その認識をお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市内に補聴器相談員は6名、認定補聴器技能者は補聴器販売店に11名いらっしゃいます。聞こえに関する事で問題を抱えている方にとりましては、補聴器相談員及び認定補聴器技能者の方々の存在は大切であり、必要な情報と思っておりますので、関係課が相談を受けた際は情報提供させていただきたいと思っております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。加齢性難聴をそのままにしておくと、さらに聴力が低下してしまうため、補聴器の使用は欠かせませんが、補聴器の使用率は現在15%程度にとどまっております。理由は幾つかありますが、その一つとして、片耳当たり数万円から高いもので数十万円と価格が高いことが上げられております。補聴器への助成は、現在別府市では、聴覚障がいにより身体障害者手帳の受付を受けている方が対象とお聞きをしておりますが、この身体障害者手帳取得の要件に当てはまらない軽度・中等度難聴者の方への補聴器購入費の一部を助成する制度をぜひ導入していただきたいと考えておりますが、その見解をお伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおいて、認知症研究開発事業の中で、認知症の危険因子として難聴が挙げられています。しかし、補聴器の導入により、認知症の予防効果は未解明な部分も多いとされています。現時点では、障害者総合支援法による補装具費支給制度を御活用いただき、助成につきましては、今後の国の調査や他市の状況に注視してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。聞こえの問題は、今後、超高齢社会を迎える別府市にとっても避けては通れない問題でございます。補聴器の使用で、生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、健康寿命の延伸にもつながるものと思っておりますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、2番目の質問、投票しやすい環境づくりについてでございます。6月議会で森山議員が一般質問されており、多少重なる部分がありますが、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、多くの有権者が選挙に参加することは大変重要なことでありますので、改めてお伺いをいたします。

4月に行われた別府市議会議員選挙の投票率は53.3%、4年前の52.2%に比べると若干上がってはおりますが、8年前の63.7%に比べると、10%以上もその投票率が低下をしております。また、国政選挙においても、低調傾向が続いております。選挙管理委員会は、その要因についてどのような認識をお持ちでしょうか、御見解をお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤君） お答えいたします。

投票率低下の要因といたしまして、政治や選挙への関心の低下と若者の選挙離れが上げられると考えております。選挙管理委員会といたしましては、非常に危機感を持っているところでございます。依然として若年層の投票率が低い状況で推移しており、若者の政治離れをいかに歯止めをかけるかということが今後の課題と考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。投票率の低下には様々な要因があると思っておりますが、これに歯止めをかけるべく、投票率向上のために行っている取組についてお伺いをいたします。

また、特に10代、20代の若年層の投票率は著しく低い水準にあります。この若年層への取組についても行っていることがあれば、お伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤君） お答えいたします。

選挙管理委員会の投票率向上に向けました取組につきましては、選挙時の活動といたしまして、市報や案内のチラシ、新聞広告、ホームページ、公用車への啓発パネルの掲示、広報車による投票広報、ケーブルテレビでの啓発等の実施を行っております。

また、若年層への取組につきましては、商業施設への期日前投票所の設置や、地権者教育として、大分県選挙管理委員会と共同で、市内の学校で選挙の出前授業を行っております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。2022年に総務省が発表した調査によりますと、若者が選挙に行かない理由の上位に、投票したい候補者がいない、また興味がないとあります。このことは私自身も真摯に受け止め、日頃の地道な活動の中で、議員力・発信力を高めながら、一人でも多くの人に政治や選挙に関心を持ってもらえるよう努力してまいりたいと思います。

そのような中でも、期日前投票の割合は増加しており、今回の別府市議会議員選挙でも投票した人のうち、4割以上の方が期日前投票を利用しております。現在別府市では、期日前投票所は2か所設置をしておりますが、今後も期日前投票の割合はさらに高くなることが予想されております。有権者の利便性を高め、投票機会を拡大するためにも、例えば市内3つの出張所や、人の往来の多い駅、大学などに期日前投票所を増設すべきだと思いますが、その御見解をお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤君） お答えいたします。

期日前投票所の増設など、投票所の拡大や投票環境の整備は、有権者の利便性の向上、投票の機会向上など、機会創設などの有効な手段と考えております。財源や人員の配置、投票所の運営方法、二重投票の防止対策等の課題を検討いたしまして、他自治体の事例を参考に調査研究をしてまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いをいたします。

次に、投票しやすい環境づくりという観点から、選挙支援カード、またコミュニケーションボードについてお伺いをいたします。

これについては、先ほど許可いただきました資料として添付をさせていただきました。1ページ目、2ページ目が選挙支援カード、3ページ目、4ページ目がコミュニケーションボードでございます。自治体によって形式・項目は様々ですが、投票用紙への代筆や候補者の読み上げなど、投票所で係員に手伝ってほしい項目にチェックを入れ、投票しやすくなる選挙支援カード、例えば投票所に代筆をしてほしい、また候補者名を読んでほしい、候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしいなどの項目がございます。

また、イラストや文字を指さすことで、困っていることを伝えるコミュニケーションボードであります。特に、投票所の張り詰めた雰囲気によって頭が真っ白になって、候補者の名前を忘れてしまい、思い出すまでかなり時間がかかったとか、病気で手の震えが激しく、字をきちんと書くことができないので、投票に行くのをためらってしまうなど、投票に関して、これまでいろいろなお声をお伺いをしてまいりました。特に、高齢者の方や障がい者の方などがスムーズに、また安心して投票できる取組として、この選挙支援カード、コミュニケーションボードを導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤君） お答えいたします。

令和5年1月に総務省が公表いたしました、障害のある方に対する投票所の対応例について、他自治体での取組事例が提示されました。選挙管理委員会といたしましては、様々な先進自治体の事例や方法を参考にいたしまして、安心して投票していただけますよう、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ぜひ、必要とされている方はたくさんいらっしゃいますので、早期

の実現をよろしく願いをいたします。

では続きまして、指定ごみ袋についてお伺いをいたします。

おひとり暮らしの高齢者の方から、少量のごみを小まめに出せるよう、もう少し小さいサイズのごみ袋が欲しいとの声をよく聞きます。夏場は特に生ごみの臭いが気になり、また衛生的にもよくないので、長く置くこともできず、毎回のごみの日に半分程度しかごみが入っていない状態でごみ出しを行っている方もいらっしゃいます。別府市では、令和元年にごみ袋の大きさに係るアンケート調査を実施しておりますが、そのアンケート結果に対してどのような分析を行ったのか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

令和元年度に実施いたしました、別府市の指定ごみ袋の大きさに係るアンケートの調査によりますと、全体では、現状の大きさのままでもよいと回答された方が約7割いらっしゃいます。また、60歳以上の単身高齢者世帯に限定した場合には、約29%の方が特小サイズを希望しているものの、約54%の方はやはり現状の大きさのままでもよいとの回答をいただいております。したがって、その調査当時では、指定ごみ袋のサイズにつきましては当面現状維持ということで、特小サイズの指定ごみ袋の導入は次期に持ち越したところであり、今後の動向を注視していくとしたところでございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。当時、特小サイズを望む方は、しかし一定程度あられ、その後5年が経過をし、単身高齢者世帯は当時より増加をしていることから、特小サイズを望む方はさらに多くなっていると思います。再度、特小サイズの検討はできないか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

コロナ禍を経たことによりまして、指定ごみ袋に対する市民ニーズが変わってきていることを考慮いたしまして、来年度につきましては、改めて市民アンケート調査の実施を検討してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。ぜひ、来年度、今言われましたようにアンケート調査を実施されて、市民の方のニーズを的確に捉えていただきたいと思っております。

また、前回のアンケートでは、特小サイズを望む声のほか、強度についての意見もありました。ごみ袋の強さに関しては、市民の方から多くの声をいただきましたが、どのような対応をされているのかお伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

これまでも、市報や市公式ホームページ等でお知らせをさせていただいているところではございますが、昨年の秋頃にロール式の指定ごみ袋を製造していたメーカーが、ウクライナ軍事侵攻の影響による原材料の不足、あるいはコロナ禍で人手不足であること等によりまして生産が難しくなったため、指定ごみ袋の欠品を防ぐことから、他都市と同じ標準型の平置きのごみ袋にせざるを得なくなったところでございます。これまでの別府市のごみ袋は日本国内でもトップクラスの高品質であったため、他のメーカーでは製造が難しいということでございました。そのため、当初市場に出た平置き可燃物大の指定ごみ袋の強度は一時的に落ちましたが、今年の夏までに2度の改良を重ねた結果、以前のロール式ごみ袋と遜色のない強度と利便性のある取っ手のついた改良版の指定ごみ袋が、現在市場に出ているところでございます。

○6番（重松康宏君） そういった御意見もございますので、ぜひもう一度御検討を、さらに改良等を重ねていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。貴重な御意見どうもありがとうございました。

続きまして、可燃物ごみ袋は、生ごみを入れることもあることから、カラス対策として黄色いごみ袋を使用すれば、カラスの被害を防ぐことができるのではないかとのお声がござ

いますが、市としての見解をお伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

他の自治体では、黄色の指定ごみ袋を使ってカラス対策をしているところもございます。そのごみ袋は紫外線をカットする特殊な顔料が含まれており、その効果によってカラスの被害を防いでいるようでございます。ただし、ごみ袋の色を黄色に変えただけでは、カラスが黄色のごみ袋に慣れてしまい、最終的には荒らしているようでございます。つまり、単に黄色のごみ袋というだけではカラスの被害に対して特段の効果があるわけではないということが分かっております。

また、カラス対策用の黄色のごみ袋には、先ほど申しましたとおり特殊な顔料が必要なため特許権があり、特定のメーカーに限定されるとともに製造コストが通常の約2倍以上かかるようでございます。

以上のことを勘案しますと、現時点では、黄色のごみ袋の導入は難しいものと考えております。本市としましてはカラス対策といたしまして、美しいまちづくり奨励事業補助金によりまして、カラスよけネットの全額補助をしておりますので、各自治会を通して御活用いただきたいというふうに考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。ごみの減量化・再資源化のためには必要な指定ごみ袋制度ではありますが、昨今の物価高騰の折、生活必需品である指定ごみ袋代も家計に直結するところであります。別府市の指定ごみ袋は、他の自治体に比べると低価格・高品質ということでお伺いをしておりますが、それでも市民の皆さんへの負担を和らげるためには何らかの施策が必要であると思っておりますが、どのようにお考えでございますか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

指定ごみ袋制度につきましては、ごみの減量化のためには必要な施策だというふうに考えております。市民の家計の負担軽減と、リサイクル推進の観点から、一部の指定ごみ袋の見直しにつきましては、現在、来年度に向けて検討しているところでございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。ただいま課長より、一部ごみ袋に対して、家計負担軽減のために見直しを検討するとの具体的な御答弁いただきました。ぜひとも前向きな御検討をよろしくお伺いをいたします。

それでは続きまして、市営住宅の保証人についてお伺いをいたします。

市営住宅への入居の申込みの際して、保証人の確保が困難なために、入居の申込みができないという事態を生じさせてはならないと考えますが、市営住宅の入居の際しての保証人の取扱いは現在どのようになっているか、お伺いをいたします。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

別府市では、令和2年の条例改正等におきまして、連帯保証人の人数を2人から1人に減らし、また連帯保証人を見つけられない場合には、別府市と協定を結んだ保証会社との契約によることも可能とすることで、市営住宅への入居に支障が生じることのないよう対応しております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。保証人の要件を従来より和らげたということだとは思いますが、保証人の取扱いについては、平成30年3月30日付で国土交通省より通達が来ております。一部抜粋させていただきます。

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅の入居の際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を、公営住宅への入居の際しての前提とすることから、転換すべきであると考

えますとありますが、現在も市営住宅の入居要件に、保証人を必要としている目的をお伺いをいたします。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

連帯保証人には債務を保証していただくだけでなく、家賃滞納時に家賃を納めていただくように御協力いただくとともに、入居者の緊急時の連絡先となるなど、入居者との間に生じる諸問題についても関与いただいております。

このように、連帯保証人には市営住宅の適正な運営を確保するための重要な役割を担っていただいているところから、市営住宅の入居に際しまして、連帯保証人を求めることとしております。

○6番（重松康宏君） その家賃滞納に関しても、先ほどの通知には、実際に家賃の滞納が生じた場合には、滞納額が累積して、およそ支払いが困難となる前に、入居者に対する家賃支払いの督促等の措置を講じるとともに、民生部局とも連携して、収入等の状況や、入居者の個々の事情を十分に把握し、入居者の置かれている状況に応じて、個別具体的に家賃の納付指導や臨戸訪問を行うなど、適正に家賃徴収を行っていくことが重要です、とあります。

また、特に所得が著しく低額、または病気等により著しく多額の支出を要する等により、やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置を講じるなど、入居者の事情に配慮した適切な対応を行っていただくようお願いをいたします、とありますように、必要なのは保証人制度ではなくて、入居者一人一人の状況に応じたきめ細かな対応ではないでしょうか。実際に、別府市においては担当者の方々が御苦労されながら、入居者の実情に即して丁寧に家賃徴収の業務を行っているとお伺いしております。その点から考えても、保証人制度は特に必要ないのではないかと考えます。

以上、市営住宅の本来の目的、国土交通省の通知の趣旨を踏まえたときに、保証人規定はなくすべきだと考えますが、市の見解をお伺いをいたします。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

市営住宅の入居要件である、連帯保証人を見つけることが入居希望者の負担となっていることや、高齢化等により連帯保証人を見つけることが困難となっていることは十分認識しております。

一方、市営住宅の運営には、家賃の確実な徴収が必要不可欠であり、滞納の初期段階から丁寧な納付指導を実施しているところです。それでも滞納が続く場合には、連帯保証人に滞納状況を通知し、家賃を納付していただけるように御協力をいただいております。家賃徴収業務を行っております大分県住宅供給公社の努力もさることながら、こうした取組によりまして、令和4年度には、家賃徴収率99.79%を達成することができたものと考えております。

連帯保証人を不要とすることにつきましては、徴収率の低下などの影響や、市の体制づくりなどを十分に検討した上で判断していきたいと考えております。まずは入居希望者の置かれている状況に真摯に向き合ひまして、連帯保証人が見つからず、市営住宅の入居を断念するような事態が生じないような運用を行っているところでございます。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。丁寧な御説明ありがとうございます。公営住宅が市としては現状、保証人規定をなくすことは難しいということだと思いますが、公営住宅が住宅セーフティネットの中核をなすものであることを十分お考えいただき、また、ただいまの課長、課長が答弁されたように、保証人が見つからないために市営住宅に入居できないというようなことがないように、しっかりとした対応をお願いをいたします。そして、将来的には保証人規定をなくすことを前向きに検討していただくようお願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。災害ケースマネジメントについてお伺いをいたします。

近年、自然災害が頻発化・激甚化する中、被災者が抱える多様な課題を解決するため、一人一人の被災者の被災後の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う災害ケースマネジメントの取組が求められております。公明党の提案により、政府は5月に修正した防災基本計画に初めて災害ケースマネジメントの導入推進を盛り込み、自治体側に体制づくりを呼びかけております。

そこでまず、別府市の被災者支援の窓口はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

被災者支援の窓口といたしましては、ホームページに掲載されております地域防災計画の所管事務上では、税務班である市民税課、資産税課及び債権管理課において、罹災証明の申請に基づき、住家の被害認定調査を行い、被害の程度に応じて受けられる被災者支援を案内しております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。自治体に支援窓口を設けるだけでは、支援制度の情報が届かなかつたり、また情報は届いていても、高齢者の方や障がい者の方など、行政の窓口を訪れるのが難しかったりして、支援にたどり着けない人が出てくるおそれがあります。例えば先ほどの罹災証明一つ取っても、罹災証明とはどういうものか、またどこに行けばよいか、申請には何が必要なのかなど、よほど慣れていないと、どうすればよいか分からず、なかなかスムーズに進まないことが予想をされます。そのために自治体が弁護士や保健師、建築士などの専門家やNPOなどの民間団体などと連携し、被災者一人一人の悩みやニーズを戸別訪問して聞き取り、適切な支援につなげて、生活再建を後押しする災害ケースマネジメントの取組が認められておりますが、この災害ケースマネジメントに対する認識をお伺いをいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して、当該支援を提供するというこれまでの支援と異なり、災害ケースマネジメントでは、被災者の主体的な自立、生活再建のプロセスを支援するものであり、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することによりまして、被災者の自立生活再建が進むようマネジメントする取組というふうに定義されております。支援の窓口に出向くことが難しい方や、本来支援が必要であるにもかかわらず、声を上げられない方もいることから、訪問、見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握し、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単体での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要であると考えられております。

災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討の上、それぞれの支援者のニーズに合わせ、多様な団体が様々な支援策を組み合わせることで総合的な支援を実施することによりまして、被災し、疲弊した市民の方々に寄り添った支援を実施できるものになると考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。現在の被災者支援制度は申請主義が前提となっており、その申請主義のデメリットを克服するべく、アウトリーチによる情報提供やきめ細かなコミュニケーションから、一人一人の悩みやニーズを聞き取り、適切な支援につなげていくことが求められております。この災害ケースマネジメントに対する研究、取

組を、別府市としても早急に行っていくべきだと考えますが、御見解をお伺いをいたします。

○防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

災害が発生した場合、災害ケースマネジメントの考え方は大変重要であり、被災者の方の一刻も早い復興・復旧につながるものと認識しております。先ほど課長が答弁する部分と重複する部分もございますが、災害ケースマネジメントにおいては、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要であることや、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であることから、民間団体や関係機関とどのように連携を図るのが効果的であるのか、他都市の取組状況を調査し、課題等を抽出するとともに、別府市の地域性に合った災害ケースマネジメントの構築に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏君） ありがとうございます。他の自治体と比べて、被災経験の少ない別府市としては、平時からどのような準備をすればよいのか、なかなか想定しづらいという課題もあると思いますが、とはいえ、平成28年には、震度6弱を観測する地震が発生をしておりますし、南海トラフ地震では、30年以内にマグニチュード8から9の規模の地震が発生する確率は、70%から80%と想定をされております。さらには、年々、風水害の激甚化が指摘をされており、また火山の噴火の可能性もゼロではありません。今朝は東北地方で震度4の地震も発生をしております。このように、いつ、どのような災害が起こっても迅速かつ着実に被災者への生活再建の支援が実施できるよう、災害ケースマネジメントの取組を、別府市の地域性に合った別府モデルをぜひ構築していただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○13番（森 大輔君） 森大輔です。質問の通告の進捗状況の関係で、予定より質問が早くなりましたことをまず御報告させていただきます。そして、今回私は質問通告を4つさせていただきましたが、聞き取りを通して、最後の障がいのある方もない方もともに住みやすい共生社会の実現については、次回改めて質問させていただきたいと思いますので、議長、よろしく願います。

○副議長（日名子敦子君） 分かりました。

○13番（森 大輔君） では早速ですが、これまでの地方創生事業について、そして新たな別府の創生について質問していきます。

御承知のように、地方創生とは、少子高齢化の進行に的確に対応し、東京などの大都市圏の一極集中の在り方を是正し、人口減少に歯止めをかけて地域経済を元気にする取組です。この8年間、別府市は総合戦略をつくり、市民所得、税収、人口の増加へとつなげていく好循環を持続的に生み出し、市民が生涯を通じて健康で幸せに暮らせるまちの創生に向けて取り組んできました。今回、別府市の地方創生事業の成果や効果について、他のしるべき自治体との状況を比べながら、相対的な観点から別府市のこれまでの成果と効果について考えていきたいと思っております。

初めに、これまでの8年間で別府市が地方創生にかけてきた総事業費、これはどのようになっていますか。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

第1期別府市総合戦略の期間におけます、各年度の当初予算で総合戦略に関連いたしました事業費の合計額は約256億円でありまして、第2期別府市総合戦略での今年度までの事業費につきましては約427億円となり、合計額につきましては約683億円となります。

○13番（森 大輔君） では、これまでのその8年間で約683億円かけてきた地方創生事業の成果と効果がどのように市民所得や市税の収入、そして人口に反映されてきたのか質問していきたいと思っております。

まず、別府市の市民所得の平均、県内の順位、そして県の平均はどのように把握されていますか。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

大分県が、令和元年度までの市民所得を公表しています市町村民経済計算では、別府市の市民1人当たりの市民所得額、県下14市の順位と県平均額につきましては、平成29年度が232万5,000円で11位、県平均が267万7,000円。30年度が243万8,000円で8位、県平均が276万3,000円。令和元年度につきましては232万6,000円で10位、県平均が269万6,000円となります。

○13番（森 大輔君） 別府市の平均市民所得を県内の14市と比較した場合、最新で言えば、別府市の平均所得は232万円。そしてこれは県の平均約269万円より大分低いと思われます。順位につきましては、14位中10位という悩ましい状況にあります。

次に、別府市の市税収入の推移、これについてはどのように把握されていますか。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市税の決算額の推移でございますが、平成29年度が139億1,000万円、平成30年度が137億9,000万円、令和元年度が142億2,000万円、令和2年度が137億9,000万円、令和3年度が136億円、そして直近の令和4年度が145億3,000万円となります。

○13番（森 大輔君） ということは、少しずつ増加傾向にあるということなんだと思います。しかしながら、県内のほかの自治体の状況を調べると、同様に市税収入は増加傾向にあります。このことについては、後で総括の質問の際に改めて押さえていきたいと思います。

一方で気になるのは、別府市の市税収入の根幹である個人市民税、法人市民税、そして固定資産税ですが、これらの税収が他の類似団体と比べて低いということが指摘されています。このことについてはどのように把握されていますか。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

類団との比較では、令和3年度における市民1人当たりの金額となりますが、個人市民税では別府市1人当たりの税額は4万1,821円、類団では5万6,622円、法人市民税では別府市が5,811円、類団が8,385円、固定資産税では別府市が5万779円、類団が6万3,295円となっております。令和3年度では類団につきましては全国で62市ありまして、その市それぞれによって面積や産業形態の違いがあり、一概に1人当たりの税額での比較は難しいのではないかと考えております。

○13番（森 大輔君） 御案内のように、別府市の市民税、法人税、そして固定資産税の税収がしかるべき類似団体と比べて低いということについては、これはしっかりと客観的な数字に基づいた事実だというふうに認識させていただいております。今回は令和3年度の数字で紹介されましたが、その前の令和2年度、その以前もずっと別府市の3つの市税収入につきましては、類団と比べて低い状態が続いています。このような結果になる要因につきましては、例えば法人数が少ない、働く場所が少ない、課税される土地・家屋が少ないといった課題が考えられていますが、このような課題解決に向けて、地域経済の活性化を改めてしていかななくてはならないということが求められているのだと、そのように理解をさせていただいております。

では、別府市の人口について聞きます。この8年間の人口の推移、そして転入・転出の状況はどのようになっていますか。

○政策企画課長（清末 妙君） お答えします。

別府市の人口は減少傾向にあり、第1次総合戦略の計画期間開始の平成27年国勢調査の人口は、12万2,138人でしたが、直近の令和5年8月1日の推計人口は、11万3,200人となっています。

転入・転出の状況は、コロナ禍での外国人住民の入国制限や入国解除の影響を受け、年ごとに大きくばらつきはありますが、おおむね転入・転出とも年間5,000人前後で推移しており、平均すると、転出者数が転入者数を若干上回る状況となっています。

- 13番（森 大輔君） 別府市の人口は、御存じのように1970年から80年代をピークに、約13万人をピークに、減少傾向が続いています。2015年から直近の2023年5月時点の間に約6,000人減少しました。そして、人口減少の主な要因は、死亡者数が生まれてくる赤ちゃんの数を上回る自然減と、また別府市から出る転出者が別府市に移り住む転入者を上回る社会減が主な要因です。このような人口減少は、別府市だけに限らない全国的な現象です。

しかし一方で、特に考えていかななくてはいけない別府市の課題は、合計特殊出生率の問題です。御承知のように、合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性が将来、生涯産む子どもの数の平均値ですが、別府市の直近の合計特殊出生率、そしてその県内の順位、そして県の平均はどのように把握していますか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

平成29年から令和3年度までの5年間の平均合計特殊出生率は別府市は1.24、県平均は1.55で、県下では一番低い率となっております。この合計特殊出生率が低いというのは、別府市の総合戦略の人口ビジョンでも課題としているところでございます。

しかしながら、日本全体でも6月に発表しました人口動態統計では、出生数は過去最少を更新し、合計特殊出生率についてもほぼ最低の1.26と、日本全体でもそうっております。

少子化対策は、社会を構成する全ての主体がそれぞれの責任と役割を果たしていかなければいけない課題だというふうには十分認識しておりますが、海外の例を見ても、国の果たす役割というのは特に大きく、政府はこのことから次元の異なる少子化対策を今後3年間で集中的に取り組むこととしております。本市といたしましても、こどもまんなかの視点に立ち、これまでと同様自治体にできることを、総合戦略に基づきこれまでも最大限実施してきましたが、今後も同様に取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 13番（森 大輔君） 別府市の合計特殊出生率が県内14市の中で最も低いというこの事実につきましては、重く受け止めていかななくてはいけないと、そのように考えています。また、合計特殊出生率の低下は、共働き世帯や未婚の増加、そして仮に結婚しても子どもを産まない選択をするなど、様々な社会的要因、価値観の多様化、そういったものが合計特殊出生率の減り続ける傾向にあるのは否めないことだと思っております。かく言う私も、まだ結婚はしておらず、厳しい御指摘をいただきますが、私と、同じように結婚に至っていない同年代の声、または結婚している同年代の声を聞くと、今の生活や将来に不安を感じたり、子育てにかかるお金の問題、収入の問題、また結婚・出産・子育てに対する価値観の多様化、生き方に対する考え方などが複雑に絡み合っていて、いろんな人生の在り方があるのではないかと自分自身含めて認識しているところです。こういった時代なので、ある意味ですが、合計特殊出生率が低い傾向も一定の理解はさせていただきます。

しかし一方で、県内の自治体、また全国の自治体を調べると、その傾向が全ての地域に当てはまらないことが分かります。例えば、岸田首相が今年2月に訪問された岡山県奈義町は、独自の少子化対策を打ち出して、2005年時点で1.41だった出生率を2.95まで引き上げた、日本一の出生率を出した地域として知られています。また、転入者が転出者を上回る状況を維持されている、子育て支援の成果と効果は一目置かれています。この子育て支援は、超充実の支援と言われ、出産したら一律10万円、新築住宅を建てれば20万円、入居者が5名いれば100万円、高校がいる世帯への就学支援に13万円など、幼児から青年まで手厚いサポートがあるということです。

ほかにも、出生率が向上している先進他市、県内他市の状況を参考にすれば、少子高齢化が続く厳しい中でも、ここに住んでみたいと、ここで暮らしたいと多くの方々に選ばれた別府市にしていけば、人口と出生率は向上していきけるのではないかと期待する若者世代の声も聞きます。別府市は、転出超過、そして歯止めがなかなかかからない人口減少、そして県内で一番低い合計特殊出生率など、大変悩ましい課題に直面してありますが、今後、具体的にどのような対策を打ち出して、人口に歯止めをかけて、合計特殊出生率の向上に取り組んでいきますか。

例えば、新たな子育て支援策として、県内では既に豊後高田市が第1子から3歳未満の保育園の保育料の無料化、もしくは一部助成、そういったことも行ってます。どのように別府市は考えますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

3歳未満児の保育料につきまして、別府市では第2子以降は既に無料化をしております。第1子の保育料の一部助成や無料化につきましては、制度として国や県による統一した助成があるのが望ましいと考えております。

そのためにも、県、国に対する要望など継続するとともに、近隣自治体の状況等を把握しながら対応していきたいと考えております。

○副議長（日名子敦子君） 休憩します。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（加藤信康君） 再開いたします。

○13番（森 大輔君） 森大輔です。

質問の中継をお昼から御覧いただいている方々にお伝えします。質問の進捗状況の関係上、私の一般質問、昼から予定されておりましたが、午前中に15分ほど質問を前倒しでさせていただきます。このことをまずお伝えして、引き続き地方創生について質問をしていきたいと思っております。

午前中に地方創生について質問してきましたが、市民所得、そして市税収入、人口及び合計特殊出生率などの観点から、これまでの地方創生事業の成果と効果、これを他市の状況と客観的に比較しながら、相対的に考えていきました。地方創生は、昨日今日始めた事業ではありません。8年間かけてきた事業ですので、この地方創生の成果と効果を数字という見える形で客観的に評価・検証していけば、市民の平均所得が県内平均と比べて低いこと、そして、市税収入の中で主な3つの個人市民税、法人市民税、そして固定資産税の税収が類似団体と比べて低いこと、そして合計特殊出生率が県内14市の中で一番低いこと、こういったことから、相対的に厳しい別府市の姿が見えてきます。このことを考えると、市民の期待に十分応えられているのかと疑問に思う方もいるのではないのでしょうか。

一方で、これまで別府市が行ってきた地方創生事業の実績について考えてみますと、例えば、竹の伝統工芸品を世界へ発信する事業、起業創業支援を通して、新たな商品開発、そして制作力の向上に取り組んできたことなど、またひとまもり・まちまもり協議会の設置などを通して、改めて地域への愛着形成などに努めてこられた面もあると思っております。

市長も、これまで別府の長として行ってきたこの地方創生事業、8年間で総額約683億円かけてきた事業ですので、その実績、成果、効果については一定の自負もあろうと、そのように考えてます。

ここまでの議論を通して、これまで別府市が行ってきた地方創生事業の目に見える成果と効果について、どのように認識されてますか。また、別府市が掲げる地方創生の実現に向けて、今後具体的な取組について、どのように考えていますか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

相対的観点からご指摘がありました。類団との比較につきましては先ほど財政課長が申しましたとおり、本市は面積が平均より狭いことから固定資産税、都市計画税が影響している、そのほか事業所税とかも本市にない税目も類団には含まれるということもございます。そういったことで、県内、類似団体と比較して低いということも要因としてあります。

しかしながら、総合戦略の成果の観点という面から見ますと、今まで8年間総合戦略に基づいて取り組んでまいりましたが、総合戦略の開始前と令和3年度の税収を比較しますと、類似団体については5.9%の伸びに対して、本市のほうが6.3%というふうに伸び率は上回っております。直近の4年度決算で県下の都市とも比較しますと、総合戦略開始前の13.4%増と、県下都市の平均は11.3%の伸びで、これを上回っております。こういったことで、これまでの取組が増収になって現れていると思われま。

先ほど、他市も税収が伸びているという御指摘もありますが、県内では下落が続いている都市もあり、また半数の県内の都市がまだコロナ前の水準には達していないというのが現状であり、いち早く税収の回復があった本市は、こうしたことから様々な事業に取り組んでいるというふうなことだと思います。

こうした税収、こういった定量的な数値も評価の一つだと思いますが、これらの数値のほか、昨年実施しました市民の意識調査では、これまでの総合戦略並びに総合計画の取組につきまして、15の区分で政策を評価していただいております。その市民意識調査の中では、15の区分うち12の区分うちで満足、やや満足とした肯定的な回答が、不満という回答を上回っております。また、自分のまちに愛着があるかどうかという問いに77.1%の市民の方がそう思う、ややそう思うというふうに回答しております。最終的に別府市に住んでよかったかという問いに対しては、そう思う、ややそう思うと回答した割合が84%という高い結果になっております。こうした税収、あるいはこういった定性的なデータからも、これまでの取組が評価されているのだというふうに考えております。そのため、今後ともこれまで同様に市民生活の向上につながるような施策の成果を上げ、市民生活の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○市長（長野恭紘君） せっかくですので、私からも、この大きな観点から地方創生の全体的なところで端的にお話をさせていただきたいというふうに思います。

地方創生の理念というのは、私はすばらしいと思います。ただ、前提条件があったのかなど。それは国、県、市の役割分担だというふうに思っています。つまり、国全体として、人口を増やしていくための大きな施策を国がやる。例えば、今地方がサービス合戦になってますが、先ほどから出ているような医療費であるとか、給食費であるとか、こういったことというのはもはや国が面倒見るとするか、やってもらうべきところかなというふうに思っています。

そういう中で、地域事情に配慮して各地方自治体が、基礎自治体によりきめ細やかなサービスを展開をすると、この国、県、市の役割分担があつてこそ、国全体の出生率が上がつてこそ、いわゆるサービス合戦も、合戦というか、サービスをいろいろ展開していくのにも意味があるのかなというふうに思っていますが、国全体としての出生率が下がっているのです。これは地方創生、地方に全部責任を押しつけられてもこれは困るというのは、これは市長会全体の意見であろうというふうに思っています。ですから国、県、市がしっかり役割分担をする、その上で我々はきめ細やかなサービス展開をする、決して決められたパイの中で取り合いをするんじゃなくて、より魅力的なところに人が流れていくというような、こういう本当の意味での、地方創生が実現ができれば本当にいいなというふうに思っています。

かといって、別府市の数値が横ばいというか、若干減少傾向にあります。これについては、私は長として本当に市民の皆さんに申し訳なく思っています。ですから、ただ、これ以

上根本的な治療をやれと言われたら、ちょっと私はもうこれ以上は無理というふうに、自分自身では思っています。もう今まで以上のことをやるというのも限界に行きつつあるので、いいプラン、アイデアがあれば、ぜひ議員の皆さん方からも、森議員からも御指摘をいただいて、その中でいいプランがあればそれをどしどし実行して行って、その上で相対的に国の人口が増えて行って、より魅力的な別府市になって、別府市に人が流入すると、こういういい流れができればいいんじゃないかなというふうに思っています。これ、大きな流れのお話をさせていただきました。

○13番（森 大輔君） ぜひそのような議論をしていきたいなど、もうそのように考えております。

今後、地方創生事業を行う上で、私から見て大切だと思うのは、やはりこれまでのような主観的な観点から、事業成果・効果を評価するだけではなくて、例えば頑張ってます、取り組んでますと、そのことについてはよく分かりました。しかしこれからは、もっと客観的な観点から、これまでの事業効果と成果を検証して行って、そして相対的な観点から別府市の現状を捉えて、対策を考えていくことが大切ではないのかと、私はそのように考えております。そういう意味で言えば、私からもそういうふうになれるように提案もさせていただきたい、これについては改めて申し上げさせていただきます。

そのようにすることで、先ほど市長からも、別府市の状況について、横ばい、もしくは少し下がっている点もあるというふうに認めていただきましたが、他市に遅れを取らないように、多くの方が別府を選んでくれる、そういった政策、そして新しい別府創生の実現につなげていきたいと思っております。そういう意味で言えば、これからはもう少し客観的・相対的な観点からの事業評価、そういったことも進めていただきたい、そのように考えています。

引き続きですが、そういう思いで移住定住の取組について質問していきたいと思えます。

これまで、相対的な観点が必要ではないかという議論をさせていただきましたが、人口が増加している他の自治体を見ていきますと、結局共通するのは、やっぱり子育て支援の充実、そして若者世代の移住定住の促進、そして転職支援を積極的に推進していることが分かります。逆に言えば、そういう対策をしなければ、別府市の就労人口は減り続けて、地域経済は次第に元気がなくなることが想定されます。そういった、目に見える形で客観的な成果を出してきた自治体としてよく紹介されるのが兵庫県明石市ですが、ここは約8年で人口は約1万人増加、税収は約30億円の増加、合計特殊出生率は1.5から1.7へ向上しています。県内では、例えば豊後高田市さんが全国トップレベルの子育て支援をする自治体として、若者世代が住みたいまち、シニア世代も住みたいまちとして、転入が転出を上回っています。ほかにも、るる自治体で取組はされていると思いますが、国がしなくてはいけない分野もある、県がしなくてはいけない分野もあるということですが、そうはいつでも、選ばれる市にしていくために、先進他市の状況を比べていくと、今の別府市、若者世代の移住定住や転職支援、こういったことをやっぱり積極的にさらに取り組みで、就労の人口の増加につなげていただきたいと、そのように考えてます。別府市の具体的な考え、どのようになっていますでしょうか。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

第2期別府市総合戦略に基づきながら、他市町村の先進的な取組も参考に調査・研究してまいりたいと思っております。

○13番（森 大輔君） ちょっと具体的に欠ける答弁だと思いますが、私のほうからは、今別府市が行っているアーティストの移住定住事業について質問をしていきたいと思っております。

今年で15回目となる現代芸術フェスティバル開催負担金事業は、2009年からスタート

しました。この事業は、2015年までは100万円から500万円の負担金事業でしたが、これが2016年から長野市長に代わってからは、約2,000万円から3,000万円に負担金が上がりました。そして2016年から2023年の現在に至るまで、総額約1億5,000万円近い税金を投入しています。

この事業目的は、これまでの芸術振興事業に加えて、情報発信やアーティストの移住定住の促進、そして別府が温泉だけでなく、アートのまちとして定着することと、2020年の12月市議会で、文化国際課の課長が答弁されました。その際、アーティストの移住定住の実績を確認しましたが、移住者は150名の方で、定住実績については把握されていませんでした。この事業目的を、アーティストの移住定住の促進と言いながら、定住の人数が把握されていない状態で、どうやって事業の達成度を評価すればいいのか、なかなか理解が難しかったのは私だけではないと思います。

その後、別府市は、新たに文化芸術による持続可能な地域づくり事業と称して、アーティストやクリエイターなどの移住定住の促進に取り組むことだけに特化した事業を昨年提案されました。この事業に対しては、この2年間で約4,000万円かけて、アーティストの移住定住の促進、その拠点施設を設置し、運営されています。昨年の市議会で、アーティストの移住定住の促進は、地域のにぎわいの創出や人々の幸福度の向上など、金額や形では計り知れない成果や効果があると、別府市の考えを、当時の観光・産業部長が議会で答弁されました。アーティストの移住定住の促進について、一時的に金額や形で計れるものではないという考えは、分かるようで分かりません。なぜなら、それはあまりに抽象的なもので。でももし、アーティストの移住定住の促進が人々の幸福度の向上、地域のにぎわいの創出に一定の効果、成果があると考えるのであれば、それがどのように創出されたのか、また人々の幸福度がどのように向上したのか、客観的に分かる根拠を示すことが大切ではないのかと議論をさせていただきました。その際、例えば市民の幸福度調査などを実施して、議会として客観的に成果・効果が評価できる取組を求める意見書を昨年の予算決算特別委員会の委員長報告で行いましたが、その後どのようにになりましたか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

政策形成や政策の評価のために、物価高騰対策の際にLINEで実施したニーズ調査、あるいは先ほど申しました市民調査など、客観的な1次データを取得し、そのほかにも2次データとして国の機関等が提供するデータも参考に、こういった取組をしているところでございます。

市民の幸福度調査に関しましては、まず私どもが参考としてますのが、デジタル庁が導入しました暮らしやすさと幸福感を指標で数値化・可視化する地域幸福度調査、これを客観的な評価として参考にしております。この調査におきましては、別府市民の回答した現在の幸福度は、これ偏差値で表すようになっておりますが、54.6、住んでいる地域の満足度、別府市の地域の満足度は偏差値58.6と、いずれも大分県の平均より上回って、隣接した都市を上回っているというような状況でございます。

例えば文化芸術の指標につきましては、文化等が盛んで誇らしいという問いには50.9と、これも県下を上回っております。こういった国等が提供します2次データのほか、デジタル庁の地域幸福度調査と同様の項目を、昨年度本市の市民調査の中にも盛り込んで実施しております。この調査におきましても、文化・芸術、芸能が盛んで誇らしいという、そういった問いに関しましては、肯定的な回答、非常に当てはまる、ある程度当てはまるという回答が4割、当てはまらない等の否定的な回答が2割というふうな形で、肯定的な回答が上回っており、これまでの文化芸術の取組を評価されているのではないかというふう考えております。

○13番（森 大輔君） 関係する資料があるのであれば、それはまた改めて拝見させていた

だきたいと思しますので、その資料の配付をお願いしたいと思います。

私も、別府市のブランドや、まちのにぎわい、市民の幸福度の向上などを上げていこうという取組は大切なことだと思います。しかし、アーティストの移住定住の促進によって、どれだけ成果が、効果が上がったのかというこの客観的な証拠もぜひ示してほしいと思っています。なぜなら、税金を使った事業を議決しないといけない立場から申し上げれば、その事業成果や効果、達成度を主観的な感覚で評価することが難しいと考えているからです。

逆に、そのようなことをしてしまうと、前例主義にはまって、事業の固定化、ひいては別府市の行財政の健全化の観点からも好ましくないと考えています。執行部の皆さんも同様に、事業の実施や継続については、そのような判断をするときは、数字に基づいた客観的な基準に基づいて判断をされてると思います。

それで、次の質問に移りますが、アーティストの移住定住の数値目標を定めたと聞いていますが、それがどのようになっているのか、そしてまた現在の移住定住の進捗状況について伺います。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

昨年度、他地域との差別化につながる取組としまして、アーティストやクリエイターの移住定住に焦点を当てた地域再生計画を作成し、内閣府のほうから採択を受けております。

この地域再生計画計画の中で、K P I としまして、アーティストやクリエイターの移住に関する相談件数の1年目の目標値20件、2年目は60件、3年目を80件と設定しております。2つ目のK P I、アーティストやクリエイターの移住者数の目標値は、1年目は10人、2年目は30人、3年目に40人としております。3つ目のK P I、ベップ・アート・マンズの参加者数につきましては、1年目に2,000人に増加、2年目に3,000人の増加、3年目に5,000人の増加との目標値、4つ目のK P I、アーティストやクリエイターと協働して生まれる新規商品、サービス件数については、2年目からの目標値としまして10件、3年目は30件と設定しております。

昨年度の達成状況についてですが、移住に関する相談件数及び移住者数の数値目標は達成しております。コロナ禍が明けてなかったことからアート・マンズの参加者数の数値目標は達成できておりません。

また、現在の進捗状況につきましては、4月から7月までの移住者数が13名、移住に関する相談件数については約15件となっております。

○13番（森 大輔君） 数値目標を定めていただいたということで、客観的な評価がしやすくなったという点については一定の理解をさせていただきます。

しかし一方で、別府市にアーティストとして移住したのはいいものの、その方々がどれだけ定住につながって、そして就労人口につながっているのかという観点も必要だと思います。その点については別府市はどのように考えますか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

移住したアーティストなどの生活状況等などですが、個々の生活状況を把握することが難しいのでしておりませんが、TRANSITにて受けた相談として、福岡の百貨店での展示会出店への御案内や、アーティストによる企業のコミュニティスペースのリノベーションの実施、アーティストとコラボしたアートバーの共同経営、旅館の敷地内の長期的なプロデュースの実施などを受けておまして、アーティストが活躍する場や作品を販売する機会が増えております。これらを踏まえ、アーティストやクリエイターの生活の安定に資する取組ができていると考えております。

また、定住につきましては5年間継続して別府に居住するという定義がございますので、その辺りは個人情報観点から、なかなか数値が取りづらいかと思っております。

○13番（森 大輔君） では最後に、私からの提案です。

別府市が昨年設置したアーティストの移住定住の拠点施設、これについて、これまではアーティストやクリエイターが対象だったと思います。この施設を若者世代の移住定住を促進する施設として広く活用していただいて、別府市の移住定住の総合案内施設として取組を加速していけないのかと提案しますが、いかがでしょうか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

TRANSITでは、別府市内の文化芸術に関する情報を発信するとともに、創造的な人材の移住支援や活動紹介、地域課題や企業の困り事を創造的に解決する、人材とのマッチング業務を行うこととしております。また、ギャラリースペースも併設しており、様々な作品展や講演会を開催しております。

さらに、TRANSITを設置しているレンガホールの1階には観光協会、2階にはBorbiz LINKもあることから、観光客や起業を目指す若者たち、芸術に興味を持つ様々な方が集い、交流できる場所でもあります。移住政策の担当課と連携し、アーティストやクリエイターだけではなく、また年齢に関係なく、様々な方々の別府への興味喚起を促す新たな交流拠点として発展できるよう取り組んでまいります。

○13番（森 大輔君） ではその事業の進捗状況を注視していきたいと思います。

次の、2番目のテーマに移りたいと思います。別府観光の再生と創生について質問します。

別府市の地域経済の活性化は、基幹産業である観光サービス産業の活性化から始まると言っても間違いはないと思います。これまで別府市は、観光関連産業は、長期化するコロナ禍の影響で大変厳しい状況にありました。その一方で、昨年から今年に入り、コロナウイルスの弱毒化、感染症の5類への移行、社会経済活動の再開、観光需要の回復、そして外国人観光客の解禁など、次第に明るい兆しが見えつつあります。

そこでまず、別府観光の状況、そしてまた課題についてどのように把握されてますか。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

大分県観光統計調査の令和5年の7月の速報値でございますが、その中では、県内の延べ宿泊客数はコロナ禍前、令和元年度の水準までほぼ回復しており、外国人宿泊客数も前年から5万4,000人ほど増加していることから、旅行需要が回復してきている状況が見られます。

今後の別府観光の課題でございますが、コロナ禍前より言われておりました1人当たりの観光消費額が低いこと、また、平均宿泊数が低いことなどが挙げられます。加えて、コロナ禍を経て、宿泊業を中心とした観光産業の生産性の向上なども課題であると考えております。

このため、観光産業の付加価値をさらに高め、これまで以上に質の向上を重視した観光へ転換していく必要があるかと考えております。

○13番（森 大輔君） そのような観光の課題解決に向けて、別府市から提案されたのがウェルネスツーリズムを推進する事業です。今年の3月に、ウェルネスツーリズム事業に関する調査結果が報告されました。それがこれになります。この中には、ウェルネスツーリズムの概念、そして温泉がいかに医療、美容そして健康の観点から、どのような効果・効能があるのかということを発信して、新しい商品、新しい産業、そして別府の付加価値をプロデュースしていくと、そのようなことがうたわれてると思います。

これから議論していかなくちゃいけないのは、この新たな施設の必要性、施設の在り方、場所、そして誰がどのように行うのか、こういった諸課題について考えていかなければいけないと思います。先ほどの報告書の中には、施設設置の具体的な候補地として、別府市が所有する1ヘクタール以上の市有地21か所が抽出されてます。当然、この21か所の候補地から、ウェルネスツーリズムを推進する拠点施設を設置する場所が選ばれると理解し

てます。

しかし、一方で気になるのは、ウェルネスツーリズムと同じ概念で運営されていたテルマスの跡地と、そして隣接するケ浜公園の利活用です。先ほど安部一郎議員も言われましたが、今年の6月の補正予算で、ケ浜公園の測量及び今後の利活用を考える基本計画事業が突然提案されました。その意図は何ですか。というのは、テルマス、ここもそのウェルネスツーリズムの拠点施設の候補地となり得ますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長（松川幸路君） お答えをいたします。

新湯治・ウェルネスツーリズム事業のコンセプトを踏まえ、まずは調査委託業務報告書にある表の3の1の候補地の概要に記載しております21か所を基本といたしまして、土地周辺の利用状況等を踏まえ、候補地を選定することを考えております。

○13番（森 大輔君） 分かりました。

では、今後の具体的なスケジュールについてはどのように考えますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネスツーリズム推進室長（松川幸路君） お答えいたします。

現在、市民向けになど啓発活動を進めながら、新湯治・ウェルネスツーリズムのコンセプトに沿った、持続可能性のある候補地の検討を始めているところでございまして、準備が整って示せる状況になったときにお知らせできればというふうに考えております。

○13番（森 大輔君） では、今後の事業の進捗状況について注視していきたいと思っております。

時間の都合もありますので、次に国際人材の育成について、私からの問題提起と提案があります。

これまで別府観光の強みは何ですかと聞かれば、一番はやはり温泉資源と言われるのではないかと思います。しかし、今後別府市は国際人材という資源を別府の強みにしていき、名実ともに国際観光都市にすることが今後の別府市のさらなる発展につながる道だと、以前よりずっと考えています。

別府は国際観光都市と言っていますが、観光動態資料によりますと、御承知のように、別府に訪れる観光客の90%は日本人です。一方で、外国人観光客はコロナ前でも、観光客全体の10%前後でした。国は今後、インバウンドの本格的な回復を通して、集中的な取組を実施することで、早期に訪日外国人旅行消費額5兆円の達成を目指すと、地域の魅力、クールジャパン、日本文化、そして日本食などの多様な魅力を発信して目標を達成していく、そのように観光立国推進基本計画で言われています。別府市も、これからさらに外国人観光客や消費額を増やす取組が求められていると思っております。

今後、別府市が観光都市といえれば別府と言われるような観光都市に発展していくために、国際人材の育成に努めていただきたいと思います。逆に言えば、その取組がまだ不十分ではないのかと指摘させていただきますが、別府市として国際人材の育成についてどのように考えてますか。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

総務省では、グローバル人材、国際人材とは、日本人としてのアイデンティティーや「日本の文化に対する深い理解を前提とし、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身につけて、様々な分野で活躍できる人材」と定義しております。

別府市では、100以上の国と地域から3,000人以上の留学生が学ぶ、国際色豊かな町です。留学生だけではなく、その御家族が就労したり、外国にルーツを持つ子どもたちが学校に通ったりすることから、生活する中で異文化交流する場面が多くあります。海外へ足を運ぶことなく、100を超える国や地域の方々と交流できるまちは大変貴重だと考えております。この貴重な環境を生かしていただき、語学力だけではなく、異文化理解の精神を

身につけていただけるよう、留学生との交流の場や多文化交流事業を今後も積極的につくってまいりたいと考えております。

- 13番（森 大輔君）では、私から具体的な提案を申し上げます。

今後、別府市の国際化を担っていく若い子どもたちの例えば留学支援、これをしていただくとか、そういった子どもたちがいずれ別府に帰ってきたときは、必ず別府の新たな強みに成長して、国際観光都市としての別府の発展に貢献していただけたらと思います。別府から世界へ挑戦していけるような環境整備、そして留学の支援、そういったことも検討していただきたいと、私から提案をさせていただきます。

次に、ワーケーションについて質問します。

別府市は新たな観光施策として、ワーケーションを進めています。これについては引き続き進めたいと思いますが、そのワーケーションの受入れ体制のことで1点だけ提案があります。子育て世代の方が子連れで別府にワーケーションで来られた際、保護者が仕事している間、子どもを預かってくれるところがないかという問合せがありました。別府では、子どもを一時的に預かる事業として、一時預かり、ショートステイ、トワイライトステイなどがありますが、現在の事業運営では、市民以外の利用は難しいということでした。今後もワーケーションで別府を訪れる方の中には、このような要望は出てくるということは想定されますので、受入れ体制に余裕がある場合は、市外の方でも利用を認める形で、料金体制や受入れ体制の充実について検討していただきたいと提案しますがいかがですか。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君）お答えいたします。

保護者の勤務形態や傷病等の緊急な理由により、市民の方に一時預かりやショートステイ、トワイライトステイを御利用いただいております。現在の受入れ状況としましては、すぐに予約で埋まってしまう状況でございます。市外の方につきましては、まずは市民の受入れを優先し、直前のキャンセルなど、急遽保育室に余裕がある場合などに余裕を活用して御利用いただくなど、受入れ体制の枠組みや利用料金等について調査研究を行いたいと考えます。

- 産業政策課長（大町 史君）お答えいたします。

B－b i z L I N Kと連携して実施をしています各種プログラムのうち、ワーケーション推進事業において、企業のニーズに合ったプログラムを提案することで、企業のワーケーションを推進しております。令和4年度は、把握できているだけで80社が市内でワーケーションを実施しています。ワーケーションのホームページ、B E P P U Y U K E M U R I W O R K A T I O Nでおすすめモデルプランを紹介していますが、現在、託児があるモデルプランは提案していません。他市では、保育事業を展開する民間の事業者が、託児スペース一体型のコワーキングスペースを設置している事例があります。ベビーシッターが常駐している、別室で一時預かりをする、保育施設を併設しているなど、託児の形は様々です。

働き方の多様化が進む中、子どもを連れてワーケーションをしたいというニーズがどれだけあるか、また、行政だけではなく、民間の力を借りて取り組む可能性も考えながら、B－b i z L I N Kと連携して情報収集に努めてまいります。

- 13番（森 大輔君）お願いいたします。

次に、観光で稼いで福祉に回す取組については、時間の都合上、改めて次回質問させていただきます。

次に、B－b i z L I N Kの自立自走について、これを質問させていただきます。

このことについては今回、私も議論をしていきたいテーマの一つですので、最後これに当てて質問していきたいと思いますが、このB－b i z L I N Kという団体の在り方に

については、私が最後に質問したのは令和3年の12月市議会でした。それから約2年がたちます。そのときの市議会で、市長とは大変貴重な議論をさせていただきました。その際市長は、自立自走の定義や将来像を、具体的にまだ市民の皆さんや議会にお示しできていないことの責任は大きいと言われました。この点については私も同感です。

それから約2年たちますが、そのような具体的な定義、将来像についてお示しただけなのかと疑問に思うところですが、改めて、自立自走の進捗状況も含めて、定義についてお答えいただければと思います。

○観光・産業部長（日置伸夫君） お答えいたします。

自立自走という定義でございますけれども、これまでに行ってきましたB-biz LINKだからこそできた事業を考えれば、既に達成できていると考えております。例えば、観光庁の補助事業でございます、地域と一体となった高付加価値化事業におきましては、B-biz LINKの地域計画作成により2か年で補助申請額約42億7,000万円が採択され、市内の宿泊施設の改修、地域への裨益効果が期待されております。このほか、県やツーリズムおおいた、国内の大学等からの事業受託により収益を上げており、中期的には本市の地方創生事業の取組に加え、自社で様々な企画事業をさらに展開していくことにより、一般の企業と同様に様々な団体との取引が増大していくものと考えております。

○13番（森 大輔君） 市長からは特に自立自走の定義等についてお考え、お示しいただけますでしょうか。

最後に。そしたら、というのは、私も先に聞いたほうが、もしかしたら議論がかみ合わない可能性もあるかと思っておりますのでちょっとお聞きさせていただきましたが、そしたら続けて、じゃあ私の考える自立自走も含めて話していきたいと思っております。

先ほど部長答弁に、B-biz LINKについては、現時点で自立自走されているというふうにお答えされました。しかしながら、私の認識の違いかもしれませんが、B-biz LINKが自立自走されているという認識はありません。なぜ私がおのように考えるのかということについてですが、その前にまず、先ほど言われました市の事業以外で独自の事業もされているということですが、B-biz LINKが独自事業で得たその自主財源についてはどのように把握してありますか。

○観光・産業部長（日置伸夫君） 自主財源から事業を行いまして、最終的な令和4年度の当期の純利益について申し上げますと、約2,954万円でございますけれども、このような中で特に事業別の収益については、B-biz LINKの経営判断に基づく内部管理事項と認識しておりますため、内訳についてはございません。

○13番（森 大輔君） 内部事項ということは分かりますが、市としてそういった自主財源、どのようになっているのか把握はされてますか。

○観光・産業部長（日置伸夫君） こちらからB-biz LINKに支払いをしております管理運営費でございますり、ほかの事業費については把握をいたしております。

○13番（森 大輔君） 私が聞いているのは、B-biz LINKが独自事業でしている自主財源について把握しているのかということです。その点についてはお答えしていただけないと思いますが、なぜそういったことを申し上げるかといいますと、この団体が自立自走しているのかという一つの考え方として、独自事業で得た自主財源、そして別府市から受けた事業で得た公金の割合ですね。分かりやすく言えば依存財源ということになるのかと思っておりますが、公金の割合。これを比べれば、客観的にこの団体が経営的に市から自立自走しているかどうか分かると思っております。

しかしながらその数字が出てこないもので、それがどうなっているのか分かりませんが、私は、交付金の割合がゼロになることが自立自走とは言ってません。ぜひこの団体には、この団体独自でしかできない、自主事業を通して自主財源の割合を高めていただいて、市の

財源に依存せずともやっつけていける自立自走な、持続可能な団体になっていただきたいと、そのように思っています。

しかしながら、この団体は実質的に別府市の総合戦略を実現するためにできた、別府市の外郭団体、そのように私は認識しています。そして、その私の認識については、聞き取りを通して、別府市もこれは外郭団体であるというふうに確認をさせていただいております。継続的に、この公益性の高い事業を行ってもらうためにも、B－b i z L I N Kは別府市の団体、外郭団体として引き続きやっていただきたいと、それは思うところですが、別府市が今まで示してきたB－b i z L I N Kの自立自走の実現についてはどうなっているのか、まだ分かりません。その点について市長、どのように考えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

B－b i z L I N Kというのは、そもそも地方創生を実現するためのエンジン役として国から認められてつくられたものでありますから、B－b i z L I N Kが将来的に別府市の負担金というのか、別府市からのいわゆる、ただ単に協力をするというためのお金を受け取らずともやっつけていけるような状況になるというのが、B－b i z L I N Kの自立自走だなというふうに思っていました。やっぱり時間がたつにつれて、別府市がお願いしなければいけない事業、B－b i z L I N Kとだからいわゆる利益が最大化されるというのか、効果が最大化されるというようなものに関して、B－b i z L I N Kと組んでやっていかせていただいているという私の今の認識です。そういう意味で言えば、先ほど部長が申し上げたようにB－b i z L I N Kに関しては自立自走がほぼできていると。

もう少し言えば、人材をもう少し内部で育てていただいて、市役所から出向組がいますから、彼らもハイブリッドだからこそできることもたくさんあるんだというふうに思いますが、私はほぼ自走、自立できていると。将来的にもB－b i z L I N Kがなければなかなか効果を最大化できるような事業にならないんじゃないかというような事業がたくさん出てくるんじゃないかなというふうに、自分自身では理解をしているところであります。

○13番（森 大輔君） 今、初めて、市長の考え方、自立自走について7年たってようやくお話を聞かせていただくことができたわけですが、やはり一般的に、自立自走というときを考えたときに、以前、市長も言われてるんです。自立自走のことについては、100%税金が入らないことが自立自走ではないと。しかしながら、その割合、恐らくその割合というのは、自主財源と別府市からの公金の割合のことを言われてたのではないのかなと思います。この割合について、今後考えていかなくはないかという趣旨のことを発言されています。なので、私がおの考えを想定すると、その割合を考えていくのが、自主的にB－b i z L I N Kが自立自走しているのかどうかというその一つの基準になるのではないのかなと、そういうふうに考えて質問をさせていただいております。

そして、このB－b i z L I N Kは、外郭団体ということで、この先の議論については改めて次の議会で深めていきたいと思っております。お願いします。

○5番（小野和美君） 4月の地方統一選挙で初当選させていただきました、5番議員、小野和美です。応援して下さった市民の皆様、大変遅くなり誠に恐縮ですが、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

応援して下さった皆様のおかげで、私は今日この場に立たせていただいております。今のこの気持ちをこの先も忘れることなく、これから4年間しっかりと市政に向き合ってまいります。女性の目線を大切に活動し、誰一人取り残すことなく、市民の皆様にとしっかりと耳を傾け、皆さんのお困り事や悩み事、地域の課題解決に邁進していきます。

本日は初めての一般質問となります。長野市長をはじめ執行部の皆様との連携を通して、ここにいらっしゃる誰もが思っているであろう、別府市をもっともっとよくしようへ全力

で取り組んでまいります。とても緊張しておりますが、自分らしく元気に行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

ここから保育園のことについて質問していきますが、まず言わせてください。保育園の園長先生方、そこで働いていらっしゃる保育士や栄養士の先生方、子どもの面倒を見てくださる職員さん、保育園に携わっていらっしゃる全ての方へ、私たち働くママたちにとって、保育園という場所があるからこそ、日々全力で安心して働くことができます。心から感謝申し上げます。

それでは、質問に移ります。

病児・病後児保育施設について、近年、核家族化や女性の社会進出、共働きなどによる低年齢から集団保育に入る児童が増加しております。集団保育に入ると、特に最初の年度は、入所児童は様々な感染症に罹患しやすいです。病気やけがをした子どもの看病のために休暇を取ることができる、この看護休暇の充実に対する社会の理解が進むことが期待されます。

一方で、社会的責任を果たすために、親が急に休むことができない場合もあります。我が子が発熱したり、はやりの胃腸炎になったりと、体調を崩したとき、親としては、子どもが安心して病気療養ができるように、そして子どもに親のぬくもりを感じてもらえるように、子どものそばで看病してあげたいというのが親の本音です。しかし、仕事を持ち、働いている親御さんの中には、どうしても仕事を休めないとき、そして休めないことがあります。そんなときは家族の協力が必要になりますが、旦那さんに休んで見てもらうことはなかなか難しいとか、また、感染のおそれのある疾患であれば、自身の親や義理の親などの親族にも当然頼ることも厳しくなってきます。そして、独り親家庭では、少ない選択肢の中から預け先を模索していかなければなりません。

そこで、親にとって最後のとりでとなるのが病児・病後児保育施設という場所です。病児保育事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づく地域子ども子育て支援事業の一事業として位置づけられております。子どもが病気の際、及び回復期で親が休めないときに、保育士、看護師が保護者に代わって子どもの状態に合わせた適切な保育・看護を行う場所が病児・病後児保育施設です。子どもがゆっくりと安心して過ごし、回復を促す病児・病後児保育の存在は、いざというときの親子の安心につながる子育て支援だと考えます。

大分県の病児・病後児保育事業の広域化がスタートし、現在別府市では大分県内に住所を有している小学6年生までの児童であれば利用が可能であり、保護者が勤務等で家庭での育児が困難な場合、病気の回復に至らないが、当面の急変が認められない場合、一時的に保育及び看護を行います、というものであります。

そこでお伺いいたします。別府市における病児・病後児保育施設のこれまでの経緯や利用状況についてお聞かせ願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

別府市の状況についてお答えいたします。平成21年度から令和4年度までは、病児・病後児保育は市内1か所にて実施をしておりました。当初は小学校3年生までの児童が対象でしたが、平成27年度からは小学校6年生まで対象を広げ、令和3年11月からは大分県内の病児保育の広域利用が開始されました。

過去5年間の利用延べ人数でございます。平成30年度1,225人、令和元年度1,261人、令和2年度446人、令和3年度634人、令和4年度238人でございます。令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響などにより利用児童数は減少傾向となり、受入れ規模も縮小してまいりました。

○5番（小野和美君） 別府市では、平成21年度から現在まで約15年間行ってきたと

いうことで、当初は小学3年生までの対象児童も、平成27年度からは小学6年生まで広がっており、例えば、預ける際に、兄弟児と一緒に預けられる幅も広がり、保護者にとってはとても安心につながっていると思います。過去5年の利用延べ人数では、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響などにより減少傾向となっておりますが、令和元年以前は平均1,200人以上の利用数ということで、病児・病後児保育施設の需要の高さを感じます。

当初は1か所で実施していた病児保育施設ということですが、最近市内で新たに病児施設が開設されています。現在の別府市の病児保育施設の状況について御説明ください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

令和5年度からは、新たに市内2か所で実施することとしております。1か所目は令和5年6月に開設し、2か所目は今年の11月開設予定でございます。令和5年度から委託施設がICTの予約システムを導入したことで、電話だけでなく、インターネットで24時間いつでも利用予約の手続きが可能となり、利便性が向上しております。

また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことから、利用者は増加傾向になっております。

○5番（小野和美君） 令和5年度から新たに市内2か所で開設を実施するという一方で、実質には現在稼働している施設が1か所あり、2か所目は11月の開設予定ということで、実は、私自身も病児保育施設は、令和2年頃から利用させていただいておまして、大変お世話になっております。それこそ6月の初議会の際、ちょうど一般質問が始まる週に、私の5歳の娘が発熱し、せきがひどかったため、かかりつけ医から大きい病院で検査をしてくださいとなりまして、娘の体は大丈夫なのか、このまま入院になるのだろうか、でももしも入院になった場合、保護者も一緒に病室で寝泊まりしなければなりません。どうしようかともう頭の中はパニックでした。でも幸い入院には至らず、大病にはなりませんでした。

現在、保育園では、登園前日の24時間を発熱等の症状なく元気に過ごせていれば、翌日登園可能となっております。ですので、当然、保育園に行くことはできません。せきもあるから、親族には頼めない。そして私も休めない。そこで最後のとりでとなるのが、病児保育施設です。現在開設している施設では、病児保育、ネットサービスのあずかるこちゃんという、ICTの予約システムで予約を行っております。私もすぐに登録をし、この予約システムで予約をし、無事予約確定され、子どもを預けることができました。

しかしながら、私自身も令和2年頃から利用しておりますが、利用する際に、キャンセル待ちのときが多いのです。これは私の周りのママさんからもよく耳にすることです。先日も初めてお会いしたママさんから、病児保育はキャンセル待ちが多いから、働きたくてもキャンセルが出ないと出勤できないから困っていると。その方のお話を聞くと、月をまたいで何度か利用する日があり、その際キャンセル待ちであったということでした。このママさんはやっと就職が決まって、これから自分がやりたかった仕事をするんですと目を輝かせていました。私自身も働く親ですが、家族環境はそれぞれ違えど、働くママさんは、やっぱり何かしらリスクを持ちながら日々働いております。働きたいと思っているママさんには、不安なく安心して働ける環境にしてあげることが、働くママさんたちの自信にもつながっていきます。

そして、あるお母さんからは、キャンセル待ちが何度か続き、朝ばたばたするから、もうそれだったら大分市に住んでいるおばあちゃんに預けたほうが確実だから、もう利用していない、諦めてるよとおっしゃってございました。

このキャンセル待ちというものですが、子育てをしているママさんたちの中では、ちょっと大変困るものでして、なぜかと申しますと、子どもが熱を出すのは大体夜間であったり、

朝一であったりが多いんです。そうすると、そこからネット予約をして、その予約がキャンセル待ちに当たると、施設から来る予約の回答を、預かってもらえるのかももらえないのかを、それはもう朝どきどきしながら待つわけです。朝一で受け入れてもらえるとなれば、朝一で病院受診し、お医者さんから医師連絡票を書いてもらい、自身では病児保育事業利用申請書など書類の記入をし、園に持参する持ち物の準備、とにかく慌ただしい時間との戦いです。新型コロナウイルス感染症も5類感染症へと移行し、これからまた利用者も増えていくと予想されます。

そこでお伺いいたします。病児保育施設の必要性については、子育て中のお母さん方からも私もたくさんお声をいただいております。別府市としてのお考えをお聞かせ願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

別府市のゼロ歳から小学校6年生までの子どもの人口は、令和5年3月31日現在で9,190人でございます。現在開設している施設において、キャンセル待ちも発生している状況で、病児保育のニーズの多さというのを非常に実感しているところでございます。

○5番（小野和美君） 別府市のほうも、病児保育のニーズの多さを実感していただいているということで安堵しております。

病児保育のニーズは全国的にも増加の傾向にあると考えますが、例えば東京都中野区では、ファミリーサポート事業の中で、特別援助活動として、病気の子どもの預かりや、保育所などからの呼び出しを受けるなど、緊急時の病気の子どものお迎えや、その後の短時間預かりなどを実施されていたり、津久見市では、市外の病児保育施設を利用した際の利用料を少し補助する制度があります。

そこでお尋ねいたします。これから別府市が進める病児・病後児保育の取組について御説明してください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

令和5年度から委託施設がICTの予約システムを導入したことで、これまで見えていなかったキャンセル待ち件数などの潜在ニーズを把握できるようになりました。今後も実情を把握し、適切な病児保育の提供に努めてまいります。

○5番（小野和美君） ありがとうございます。これからの病児保育施設のニーズは全国的に見ても増えていくと予想されます。働く親たちが我が子を安心して預けられるからこそ、お父さん、お母さんたちは安心して働けます。キャンセル待ちを少しでも減らしていただき、利用者のニーズに合った施設づくりをぜひとも行っていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、夜間保育園について質問させていただきます。

夜間保育園ですが、厚生労働省の調べによりますと、全国で認可されている施設は、令和4年時点で73か所ございます。この夜間保育園とはどのような保育園でしょうか、御説明願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

夜間保育園とは、夜間、保護者の就業などにより、家庭において保育を受けられない子どもを、保護者に代わって保育する保育施設でございます。県の認可を受けて認可保育所に併設、または単独施設で定員は20人以上、おおむね22時まで11時間開所する保育所ですが、県内には認可を受けた施設はなく、認可外保育園が夜間保育や24時間保育を担っているのが現状でございます。

○5番（小野和美君） 夜間保育園と聞くと、24時間保育という印象が大きいかもしれませんが、認可の夜間保育施設では、開所時間は原則としておおむね11時間としており、おおむね22時までとすることとなっております。認可外で夜間も対応している保育園では、夜8時以降の保育や、宿泊を伴う保育、利用児童のうち、一時預かりの児童が半数以上で

あったりと様々です。夜間保育では、日中の保育とは違い、夜御飯の提供とお世話、お風呂介助、歯磨き、寝かしつけ、就寝後の見守りなど、ゆっくりとした時間の中で1日の疲れを癒す時間となっており、幼い子どもの発育に気を配りながら、子どもの成長を見守ります。

認可の夜間保育園の設置場所を見ていきますと、全国夜間保育園連盟の令和5年度の名簿によると、大阪、京都、東京、神奈川といった都心部、九州では福岡、熊本、長崎、宮崎の中心部といった場所に設置されており、こういった都心部においての利用者は、深夜営業の飲食店といったサービス業が多いと思われがちですが、会社員、公務員、医師、看護師、販売員といったフルタイムで働く親の利用も多いとされています。独り親のほか、共働きで両親とも帰宅が遅い家庭など、利用も様々なようです。

そこでお伺いたします。別府市の夜間保育の現状と、これまでの取組について説明願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

別府市内に夜間保育の認可を受けた施設はございません。認可保育所での延長保育は、最長で20時までとなっております。認可外保育施設において、予約制で24時間保育を行っている施設が1か所、深夜2時まで開所している施設が1か所ございます。

別府市の取組としましては、平成13年度から市独自に認可外保育施設の運営費の助成を行っており、夜間や休日の預かりを実施する場合には、助成に上乗せをさせていただいております。

○5番（小野和美君） 別府市では現在、認可保育園が30施設、認定こども園が3施設、認可外保育園が15施設ありますが、認可の夜間保育園は対応しているところはなく、20時以降の利用を考えている場合は、認可外の夜間対応の保育園を利用することになる、ということです。

冒頭でもお伝えいたしました、認可夜間保育園の数、令和4年時点で73か所しかなく、認可夜間保育園が施行されて42年ですが、その数はほぼ横ばい傾向にあります。その理由の一つに、夜間保育は子どもの心身の発達にとって望ましくないという意識が、まだまだ社会一般にもあるからではないかと考えます。しかし、18年間追跡調査した筑波大学大学院の安梅勅江教授の研究論文では、子どもの発達状態への影響は育児の形態や時間帯ではないとされ、むしろ家庭における育児環境が大きく影響していると指摘されております。そして、夜間保育園が増えない原因の一つとして、やっぱり親が子どもを育てなければいけない、育てるのが当たり前であるという偏見が強いことも要因になっているのではないかと考えます。

もちろん、夜間保育士の人材確保や安全面での経営の難しさ、認可するための財源確保が難しいという行政側の事情ももちろんあると思います。2019年から働き方改革関連法案が施行され、女性が育児や介護をしながらでも、働きやすい環境になってはきております。そのこともあり、多くの女性が子育てをしながら社会進出をしています。それでも夜勤があったり、シフト制の職場だったり、職種によってはまだまだ子育てをしながら働くのが難しい状況にあります。そして共働きの御家庭も増え、私の周りでも、夫婦ともに正規雇用でパパは残業が多く、ママは完全シフト制のため、保育園のお迎えが本当に大変で、自身の親などを巻き込んで何とかやっているけども、近年の保育園などでの送り迎えで発生している車内置き去り事故、つい先日とても痛ましい事故が起きてしまいましたが、そういったことを考えると、夜間保育園があると安心して働けるよねというふうに話しておりました。

商業施設や宿泊施設、介護施設、医療関係等で働いている親御さんにとって、保育園のお迎え時間というのはとても重要です。ましてや独り親家庭ともなれば、お迎え時間に合

わせた就労先を探さなければなりません。そして実際に今、保育園の預け先がなく働けないでいるママもおります。その方は夜の飲食店を営まれており、小さなお子さんがいらっしやるのですが、認可外保育園へ尋ねたところ、現在人員不足のためお預かりできないと断られており、働くことができないでいると大変困っておられます。

夜間子どもを預かる認可外保育園の数を見ていきます。夜8時以降の保育、宿泊を伴う保育、利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上、この3つの条件のうちいずれかを満たしている保育園、厚生労働省調べ、令和元年で全国1,255か所、入所児童数は1万9,433人となっております。令和元年の待機児童数1万6,777人を上回っていることもあり、夜間保育園に一定のニーズはあるはずです。そして今回、別府市にお住まいの方で、どのくらいの方が夜勤またはシフト制の労働をされているのかを調べたかったのですが、データがなかったため、どのくらいの方が夜間帯を含む職業に就いていらっしやるかを調べました。別府市の産業の特徴として、観光宿泊業、飲食サービス業、医療福祉施設が多く、令和3年経済センサスから集計結果では、第3次産業が全体の約92%を占めており、その92%の中で、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、医療福祉業は約69%となっております。もちろん、この結果は全体を示すものではありません。子育て世代だけの結果ではないですので、結びつきには欠けてしまいますが、別府市では夜間帯を含む働き方をされている方が数多くいらっしやるという結果にはなっております。お昼働く人がいます。夜働く人もいます。一つの仕事だけではなく、ダブルワークやトリプルワークで働かなければいけない人もいます。その多様性を認め合い、多様な働き方ができる寛容な社会をつくっていくことが大変重要であると考えております。

現在、市内では夜10時まで対応する認可の夜間保育園はゼロ件、夜間に対応している認可外保育園は2件ですが、別府市が考える夜間保育の必要性や今後の方向について、お聞かせ願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

夜10時以降の預け先のお問合せに、認可外保育施設を紹介するようなことがございます。そのため、一定のニーズがあるということは承知しております。保護者の方の働き方の選択に多少なりとも影響しているとともに、様々なニーズに対応していく施設の存在も非常に大切であるというふうに考えております。子どもを預ける保護者の気持ちに寄り添ったサービスを提供することができるよう、努めていきたいと考えております。

○5番（小野和美君） ありがとうございます。働きやすくなったとはいえ、こういった課題の解決はとても重要だと考えます。課題を一つ一つクリアしながら、認可外保育園との連携をしっかりと取りながらの底上げを強化してもらい、認定夜間保育園の必要性にも目を向けていってほしいです。子育てをしながらでも安心して子どもを預けることができ、保護者が働きやすい環境をつくっていくこと、これは少子化対策にも必ずつながっていくことだと思います。市のほうでも一定のニーズがあると把握されているようなので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ユニバーサルツーリズムについて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症になり、もちろんこれからも感染対策はその時々に応じて必要ではありますが、まちではマスクを外している方もとても増え、今までのコロナ禍での規制等も徐々に緩和され、別府市への観光客も増えてきているなど、別府のまちにも、やっと元気と活気が本当に戻ってきているなど、私自身も日々肌で感じ、うれしく思っているところです。

別府市の令和5年7月宿泊客等の動向を見ますと、延べ宿泊客数はコロナ禍前の令和元年の水準までほぼ回復しており、日本人宿泊客数もコロナ禍前の水準までほぼ回復傾向で、インバウンドは韓国からの宿泊客数が全体の4割を占めるほか、中国、香港、台湾が増加

傾向にあるという結果が出ており、国際観光温泉文化都市、別府のこれからの無限の可能性をさらなる発展につなげ、そしていかにして持続可能な観光都市にしていくかが、別府観光のこれからの重要な要素だと捉えております。

別府市では現在、旅行に対する価値観や観光需要の変化に対応した持続可能な観光地としての体制構築及び将来の反転攻勢のための基礎整備として、1、ユニバーサルツーリズム、2、観光デラックス、3、免疫力日本一宣言の実現、4、食と観光の4つの4本柱を核とする観光の取組を進めておられます。今回は別府市が抱える観光客1人当たりの観光消費額が低く、同じく宿泊客の平均宿泊数が全国より低いという課題解決に有効であるとされている、ユニバーサルツーリズムについて質問していきます。

まず、ユニバーサルツーリズムとはどのようなものでしょうか、御説明願います。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

ユニバーサルツーリズムですが、観光庁によりますと、全ての人を楽しめるようにつくられた旅行であり、高齢や障がい等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のことを言います。

○5番（小野和美君） ありがとうございます。別府市では、2014年に別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例が施行されました。障がいのある人もない人と同じように暮らすことのできる社会、共生社会の実現です。単に車椅子の移動を可能にするバリアフリーへの取組だけを目指すのではなく、迎える側の私たちが心のバリアフリーを取り除き、おもてなしの人間力を高めていくことも、ユニバーサルツーリズムには必要不可欠だと考えます。そして高齢者の方や乳幼児、妊婦の方なども含め、誰もが安心・安全に旅行を楽しむことができるように、様々な環境を整備していこうとする取組であります。

それでは、別府市では、ユニバーサルツーリズムについて、どのような取組をこれまで行ってこられたのでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

別府市では、令和4年度より別府市ユニバーサルツーリズム推進事業を実施しております。実施に当たっては、別府・大分バリアフリースターセンターを運営しているNPO法人自立支援センターおおいたとの協働により取り組んでいるところでございます。

具体的には、令和4年度はユニバーサルツーリズムの強化フォーラムの開催、観光関係者向けの接遇研修、観光案内所での車椅子の貸出しなどを行っております。令和5年度についても、7月5日に全国バリアフリースターセンターの別府サミットをビーコンプラザで開催し、全国の先進事例を学び、実施団体との情報交換などを行いました。このほか、モニターツアーや接遇研修、観光情報の調査、更新等を行い、ユニバーサルツーリズムの底上げを図っているところです。

○5番（小野和美君） ありがとうございます。別府市ユニバーサルツーリズム推進事業の実施に当たっては、NPO法人自立支援センターおおいたとの協働により取り組まれているということで、私もいろいろと調べましたので、ここで少しだけ自立支援センターさんの事業内容をお伝えします。

NPO法人自立支援センターおおいたは2002年1月に設立されており、現在は市内石垣東のほうに事務所を構えていらっしゃいます。目指す理念として、重度障がい者への自立支援、ユニバーサルデザイン社会への実現、バリアフリー観光・旅行の普及を掲げておられ、活動内容としましては、障がい者自立支援部門、訪問介護事業、別府・大分バリアフリースターセンターの3本柱なのですが、一つ一つに業務理念が載っているのですが、非常に興味深いです。ホームページに掲載されておりますので、ぜひいろんな方に読んでいただきたいです。

別府市ユニバーサルツーリズム推進事業として、別府・大分バリアフリースターセンター

が行っている事業ですが、バリアフリー観光情報の発信、旅行や観光の推進啓発と相談、パーソナルバリアフリー基準調査、このパーソナルバリアフリー基準調査ですが、バリアを明らかにする調査のことで、バリアフリーな旅行を提供するために、宿泊施設や観光施設、食事処などのバリアを全て調べ、データ化して発信なさっているそうです。私は以前、別府・大分バリアフリーツアーセンターさんが主催する、車椅子に乗って別府のいわゆる繁華街のまち歩きツアーを体験したことがあるのですが、車椅子だととにかく道が狭く感じられ、でこぼこ道が多いため、車椅子の運転がとても大変だと感じました。これは、実際に体感しないと分からないことだなと感じました。このバリアフリーマップは、障がいの方だけでなく、障がいのない方も高齢者や妊婦さん、赤ちゃんがいる御家庭でも参考になる内容となっておりますので、ぜひ活用していただきたいです。

そして、行ける場所ではなく、行きたい場所に行く、そして、情報満載の本「ばらべっふ」の作成、温泉入浴介助では、実際に温泉調査や温泉巡りをしている障がい者スタッフが相談に乗り、全ての入浴介助が介護ヘルパーさんによるもので、これまで多くの障がい者や高齢者の方も利用されております。そして、合理的配慮について、障がいがある人もない人も、まずはお互いを理解することが第一歩。これは、障害平等研修として、障がい者を排除しないインクルーシブな組織づくりを、発見型学習という対話に基づく方法での研修会を開催しております。自分の中にある障がいとは何かを掘って掘って探っていく、そして最後には大きな気づきへつながっていきます。私も参加させていただきましたが、最後の最後で自身想像していなかった気づきをもらい、とてもいい学びとなりました。

そして今年7月には別府・大分バリアフリーツアーセンターの主催で、全国バリアフリーツアーセンター別府サミットが開催され、私も観覧させていただきました。バリアフリーツアーセンターは全国に18か所あり、各地の名所や食事処、宿のバリアフリー情報を調査しております。例えばセンターに連絡すると、こちらの希望と、障がいのある人の体の状態をヒアリングし、利用しやすい場所を紹介してくれます。センターが提唱しているのが、パーソナルバリアフリーといって、右麻痺の方は右に手すりがあれば邪魔、バリアになるので、その人に合った情報が必要という考え方です。行ける場所を選んでいくのではなく、行きたい場所に行くために詳細なバリアフリー情報を保有し、必要な方に提供されています。私はこの全国バリアフリーツアーセンターサミットを通じて、ユニバーサルツーリズムの推進に当たっては、ソフト面とハード面の両方からの取組が大変重要であると考えますが、別府市の進捗状況はどのようになっておりますでしょうか、お聞かせ願います。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

ソフト面につきましては、先ほど答弁いたしました別府市ユニバーサルツーリズム推進事業により、市民、観光客への広報の充実や、ソフト面での受入れ環境の整備、関係者への研修などを引き続き取り組んでまいります。

ハード面につきましては、ホテル、旅館、観光施設等のバリアフリー化につきまして、観光庁の補助金である地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業に申請を行い、令和4年度に20事業、令和5年度に65事業が採択されました。この事業の中で、各施設においてバリアフリー化等の改修計画も上がっており、必要な改修等を行っていくものと考えております。別府・大分バリアフリーツアーセンターでも、旅館・ホテルのバリアフリー化についての相談を受けており、当事者目線でのアドバイスを行っているとのことでした。

○5番（小野和美君） ソフト面もハード面もしっかりと取り組んでいただいているということですが、私はこのユニバーサルツーリズムの推進に当たっては、ホテルや旅館組合や、介護施設との連携だけではなく、多くの市民の方々に知っていただき、理解をしていただく必要があると思います。市報やホームページ、SNSだけではなく、市民との体験型交

流イベントであったり、一緒に啓発を行っていくようなものであったりと、そのような機会があったら、一体感を感じることもできて面白いのではないかなと思います。別府市としては、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願います。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

別府市では平成 25 年に別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例を制定し、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会、共生社会の実現に向けて取組を進めてまいりました。この条例の趣旨を踏まえ、観光面においても、高齢者や障がい者などが気兼ねなく旅行を楽しみ、何度も訪れていただくよう今後も関係団体、事業者の声を聞きながら、ユニバーサルツーリズムの推進を図ってまいりたいと考えております。

また、このような取組を、観光産業に携わる方々だけでなく、より広く市民の皆様にご提供いただき、別府市民を挙げておもてなしの機運をつくっていく必要があると考えております。ユニバーサルツーリズムの推進を図る中で、関係団体等とも連携しながら周知を図ってまいりたいと考えております。

○5 番（小野和美君） ありがとうございます。別府に住んでいる私たちが、合理的配慮を持ってユニバーサルツーリズムのことを理解し、関心を持つということが、おもてなしの人間力も高めていくことにつながると考えております。障がいのある人もない人も、高齢者の方、妊婦さん、赤ちゃんや小さな子がいる御家庭、誰もが気兼ねなく楽しめる旅行、共生するには、共有社会が必要だと考えます。ぜひこれからも、広報活動と市民の皆様への周知をお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

都市計画道路山田関の江線及び亀川駅西線について、まず都市計画道路山田関の江線及び亀川駅西線の対象道路と、事業箇所について御説明願います。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

本事業は、亀川駅西口広場と県道亀川鉄輪線を結ぶ L 字型の道路を整備するものでございます。

各路線の事業箇所についてですが、亀川駅西線は、亀川駅西口広場から西側、亀川小学校方面に延びる区間延長約 60 メートル、山田関の江線は、その亀川駅西線から亀川小学校東側を通りまして県道亀川鉄輪線を結ぶ区間、延長約 280 メートルです。合計の整備延長は約 340 メートルとなっております。

○5 番（小野和美君） 少し分かりづらいかもしれませんが、亀川駅西線は、亀川駅の裏から亀川小学校のほうへ向かう区間、山田関の江線は、その亀川駅西線から亀川小学校東側のプールがある通りで、県道までを結ぶ区間ということで、これを結ぶとちょうど L 字型になる道路のことです。

それでは、この事業の目的について御説明願います。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

本事業は、亀川駅の交通結節点機能の改善を図ること、また、亀川駅周辺地区には、障がい者の就労施設や病院などの医療福祉関連の施設、それから小学校、短期大学、専門学校などの教育施設が集積し、児童や学生、障がいのある方などの通行が多い地区であることから、道路を新設しまして歩道の設置も行いまして、通行者の安全を確保すること、これを目的として行うものでございます。

○5 番（小野和美君） では、亀川駅周辺の事業や都市計画道路のこれまでの取組と現状について説明願います。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

まず、亀川駅周辺地区の整備について御説明いたします。平成 22 年度に鉄道利用者以

外の方が駅の構内を通りまして、駅の東側、西側の行き来を可能にする自由通路を整備。その後、平成 23 年度には亀川駅東線駅前広場が完成。その後、駅の西側において、平成 25 年 3 月に事業認可を取得し、亀川駅西線駅前広場の整備事業を実施しております。

本事業であります山田関の江線、亀川駅西線については、平成 26 年に事業認可を取得しまして、事業着手からこれまで主に道路の詳細設計や用地取得のための建物調査、それから用地取得を進めてまいりました。

- 5 番（小野和美君） 自由道路の整備、西口、東口の駅前広場の整備と、駅を利用する人以外の方にも交通の利便性が図れるようになり、本当に生活がしやすくなりました。

それでは次に、信号機設置や道路整備の内容についてお聞きしますが、整備する新しい道路と県道との交差点に信号機は設置されるのでしょうか。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

県道との接続部の信号機についてですが、交通管理者との協議の結果、計画道路の対面、反対側にある市道の幅員が狭く、その市道内で信号待ちをする車両、それとその市道に入ろうとする車両との離合が難しいということの理由により、現時点で設置される予定はございません。

- 5 番（小野和美君） 周辺には小学校があり、道路と隣接する学校の東門も開放されており、子どもたちも頻繁に行きかいます。そして、その周りでは高齢者の方や障がい者の方も非常に多い地域で、信号機が設置されない場合、危険な状況にはならないでしょうか、お答え願います。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

県道との交差点部につきましては、運転者を視覚的に誘導する路面標示の設置、それから歩行者の滞留場所、横断歩道で渡るのを待つ場所ですけれども、そこには車止めなどを設置し、安全な交差点となるように計画をしております。

- 5 番（小野和美君） 繰り返しになりますが、この地域は子ども、高齢者、障がい者の方々が非常に多い地域です。事故は起こってからでは遅いです。開通する前の安全確保のための点検、安全な交通整備等を徹底的に行っていただき、開通後もしっかりと注視していただきたいと強くお願い申し上げます。

それでは、道路整備の内容についてですが、この事業で整備される道路はどのような構造になるのでしょうか、お答え願います。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

本事業で整備します新設道路は幅 16 メートルです。両側に 3.5 メートルの自転車歩行者道を設置し、車道につきましては片側 1 車線の 2 車線道路となります。

また、車椅子利用者や送迎などの車の停車を考慮し、植樹帯は設けずに 1.5 メートルの停車帯を設置する計画としております。

- 5 番（小野和美君） 植樹帯は設けず、車椅子利用者や学校への送迎など、車の停車を考慮して停車帯を設置することにはとても安心しました。しかし、沿線の方のお話では、亀川小学校東門付近で以前、側溝の詰まりなどの原因により、側溝から路面に排水があふれたことがあると伺いました。道路整備により排水がどうなるのか、とても心配されてるようでした。この道路整備ではどのような排水計画がされておりますでしょうか、お答え願います。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

新設道路の路面排水につきましては、側溝を設けまして、雨水を集める計画としております。また、亀川小学校のプール東側にある既存の水路につきましても、改修を行いまして、周辺の既存市道側溝への影響を減らし、あふれることがないような計画としております。

○5番(小野和美君) 水路の改修もしっかり行っていただけるということで、安心しました。周辺住民の皆様も、住んでいる人の声をもっと聞いてほしいとおっしゃっております。これからもしっかりと耳を傾けていただき、事業を進めていってほしいです。

では、今後の取組について御説明願います。

○建設部長(山内佳久君) お答えいたします。

今後の取組ということでございます。この都市計画道路山田関の江線は、亀川駅周辺の交通結節点として、また先ほども説明しましたが、学校施設、病院、福祉施設などが近くにありまして、大変重要な都市計画道路というふうに位置づけられております。

先ほども信号がないと危険ではないかとの質問もございましたが、歩行者の滞留場所での安全対策など当然行ってまいります。車の通行、交通量、そのようなものを考慮し、歩行者にとって危険な状態であるならば、信号等の設置者、これ公安委員会との協議になりますけれども、協議して今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

引き続きまして県や警察、地元自治会など関係機関と連携しまして、安全な道路環境整備に努めてまいります。今後も学校や周辺の住民の方々とは丁寧な説明をし、早期完成に向け、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番(小野和美君) ありがとうございます。安心しました。事業の概要は分かりました。

現在、現状として、用地取得が済んでいる土地は、周辺はロープで囲っていますが、いわゆる空き地の状態となっております。その付近には蓋のない水路があったりしますので、そういったところの安全管理もしっかりと行いながら、できるだけ早期に完成するよう事業を進めていってほしいと思います。

それでは以上をもちまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長(加藤信康君) お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時33分 散会

